

毎月勤労統計調査の共通事業所の実質賃金
変化率の算出等に関する予備的調査（西村
智奈美君外39名提出、令和元年衆予調第2
号）についての報告書

（令和元年5月15日 厚生労働委員会命令）

令和元年8月

衆議院調査局

衆議院規則第 56 条の 3 の規定に基づき、令和元年 5 月 9 日、西村智奈美君外 39 名から「毎月勤労統計調査の共通事業所の実質賃金変化率の算出等に関する予備的調査要請書」が衆議院議長に提出され、議長から 5 月 10 日に要請書の送付を受けた厚生労働委員会から、5 月 15 日、調査局長に対して本予備的調査が命ぜられた。

本報告書は、これを受けて、調査を行った結果を取りまとめたものである。

目 次

第 1	予備的調査命令書及び予備的調査要請書	1
第 2	調査対象等について	
1	調査対象等について	9
(1)	毎月勤労統計の概要	9
(2)	共通事業所集計値の公表	10
(3)	本予備的調査で用いる毎月勤労統計の数値	13
(4)	毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる 論点に係る検討会	13
2	調査方法	14
第 3	調査結果	
1	毎月勤労統計の実質賃金変化率の意義及びこれまでの算 出方法などの考え方の整理	17
(1)	実質賃金の概念や実質賃金変化率の算出方法	17
(2)	名目賃金と名目賃金指数の概念や違い	19
(3)	これまでの本系列における実質賃金変化率の算出方法 と名目賃金額と物価指数から算出する実質賃金変化率(以 下「本調査で用いる算出方法」という。)との違い	23
(4)	共通事業所の実質賃金の対前年変化率の算出の可否	26
(5)	統計委員会の要請への対応状況	29
2	共通事業所系列の実質賃金変化率の算出など	34
(1)	本調査で用いる算出方法による共通事業所系列の実質 賃金変化率(対前年同月比及び対前年同月比の平均値)の 算出	34
(2)	本系列の過去の実質賃金変化率について、厚生労働省 が公表している数値と本調査で用いる算出方法による数 値との比較	38

3	共通事業所系列の実質賃金の留意点の整理など	43
(1)	共通事業所系列の実質賃金の特性、データの偏り、誤差、 実態の実質賃金との乖離状況など、データ利用上の留意点	43
(2)	統計委員会が求める景気指標としての賃金変化率との 関係	47
第4	関係資料	
1	毎月勤労統計（全国調査）の概要	55
2	毎月勤労統計調査全国調査票（第一種事業所用）	56
3	毎月勤労統計の用語の定義	57
4	第3の2(2)において「本調査で用いる算出方法」による 計算に用いたデータ	58
5	毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論 点に係る検討会中間的整理（平成31年3月29日）	62

第 1 予備的調査命令書及び予備的調査要請書

令和元年5月15日

衆議院調査局長
阿 部 優 子 殿

厚生労働委員長
富 岡 勉

予備的調査命令書

本委員会は、5月10日、議長より下記の予備的調査要請書の送付を受けたので、衆議院規則第56条の3第3項により、貴職に対し予備的調査を命ずる。

記

毎月勤労統計調査の共通事業所の実質賃金変化率の算出等に関する予備的調査要請書（西村智奈美君外39名提出、令和元年衆予調第2号）

衆議院規則第五十六条の三の規定に基づき、別添のとおり、予備的調査要請書を提出する。

令和元年五月九日

提出者（代表）

西村 智奈美

衆議院議長 大島 理森 殿

(提出者の続き)

阿部 知子	池田 真紀	小川 淳也	尾辻かな子	岡島 一正
落合 貴之	川内 博史	武内 則男	辻元 清美	手塚 仁雄
寺田 学	長尾 秀樹	長谷川嘉一	初鹿 明博	松田 功
村上 史好	森山 浩行	矢上 雅義	山川百合子	山花 郁夫
吉田 統彦	早稻田夕季	稲富 修二	大西 健介	岡本 充功
白石 洋一	関 健一郎	原口 一博	日吉 雄太	牧 義夫
森田 俊和	山井 和則	渡辺 周	高橋千鶴子	穀田 恵二
塩川 鉄也	中島 克仁	照屋 寛徳	吉川 元	

(以上四十名)

予備的調査要請書

一 件名

毎月勤労統計調査の共通事業所の実質賃金変化率の算出等に関する予備的調査要請

二 予備的調査の目的

政府は、二〇一九年一月十一日に「毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことについて」を公表し、これまでの毎月勤労統計が不正な調査に基づくものであること等を公表し、過去の確定したデータの再集計、公表を行うとともに、再集計値に基づく追加給付を実施することとした。

この問題を精査する中で、毎月勤労統計調査では、二〇一八年一月から統計調査の手法が変更されており、その結果、データの連続性が損なわれていることが浮き彫りになった。この点について、総務省統計委員会の二〇一七年一月二十七日付「諮問第九十七号の答申 毎月勤労統計調査の変更について」では、「ローテーション・サンプリングの導入に伴い、調査対象事業所の入替えの際にも、一部の調査対象事業所については引き続き調査が行われる状況となる。そこで、厚生労働省は、平成三十年一月分調査結果から、賃金・労働時間指数について、入替えの時期をまたいで継続的に調査対象となる事業所（第一種事業所及び第二種事業所）のデータを用いて継続指数を作成し、参考系列として公表することとしている。」「これについては、未諮問審議結果の中で示された「ローテーション・サンプリングの下、継続標本を利用して指数を作成し、参考系列として提供していくことについても検討する必要がある。」との指摘を踏まえた対応であることから、適当である。」「なお、継続指数の公表に当たっては、利用者の利便性を考慮し、本系列の指数（全ての調査対象事業所のデータを用いて作成した指数）との関係を示す基本統計量の開示等を含めて、十分な情報提供を行う必要がある。」とされており、統計調査の手法の変更に合わせて、継続指数としての「参考系列」すなわち毎月勤労統計調査における「共通事業所系列」を公表するとともに「本系列」との関係等についての、十分な情報提供を行うことが求められている。さらに、二〇一八年九月二十八日に開催された第百二十六回統計委員会総務省統計委員会担当室が示した資料では、「統計委員会としては、『労働者全体の賃金の水準は本系列、景気指標としての賃金変化率は共通事業所を重視していく』ことが適切としているところ」とされて

おり、共通事業所系列の賃金変化率を景気指標として重視すべきことが明示されている。

一方、毎月勤労統計調査では、共通事業所系列について、賃金変化率である名目賃金変化率は示されているものの、実質賃金変化率は示されていない。実質賃金変化率は、名目賃金変化率から物価の変化の影響を除くために、一般的な手法で名目賃金額と物価指数を用いて容易に算出できるが、厚生労働省はこれまで共通事業所系列の実質賃金変化率の算出・公表を行うことなく、その実施について、「毎月勤労統計の『共通事業所』の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会」で議論するとしている。このような姿勢は、「諮問第九十七号の答申 毎月勤労統計調査の変更について」に至る総務省統計委員会での議論に反する、もしくは無視するものであるとともに、二〇一九年に予定されている消費税増税に向けて景気動向を慎重に評価しなければならぬ段階で国民への情報提供、説明責任をないがしろにするものであり、看過することはできない。

以上の観点に立って、毎月勤労統計調査二〇一八年一月分から十二月分の結果確報における共通事業所の実質賃金変化率の算出などの予備的調査を行うこととする。

三、予備的調査の具体的内容

1. 毎月勤労統計の実質賃金変化率の意義及びこれまでの算出方法などの考え方の整理

実質賃金の概念や実質賃金変化率の算出方法、名目賃金と名目賃金指数の概念や違い、これまでの本系列における実質賃金変化率の算出方法と名目賃金額と物価指数から算出する実質賃金変化率（以下「本調査で用いる算出方法」という。）との違い、共通事業所の実質賃金の対前年変化率の算出の可否、統計委員会の要請への対応状況を整理

2. 共通事業所系列の実質賃金変化率の算出など

本調査で用いる算出方法による共通事業所系列の実質賃金変化率（対前年同月比及び対前年同月比の平均値）の算出、本系列の過去の実質賃金変化率について、厚生労働省が公表している数値と本調査で用いる算出方法による数値との比較

3. 共通事業所系列の実質賃金の留意点の整理など

共通事業所系列の実質賃金の特性、データの偏り、誤差、実態の実質賃金との乖離状況など、データ利用上の留意点の整理

理及び統計委員会が求める景気指標としての賃金変化率との関係

四. その他

本要請書は、厚生労働委員会に送付されたい。

第2 調査対象等について

1 調査対象等について

(1) 毎月勤労統計の概要

毎月勤労統計は、「統計法」（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計¹であり、我が国の雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的としている。毎月勤労統計を作成するための調査である毎月勤労統計調査の実施に関しては、「毎月勤労統計調査規則」（昭和32年労働省令第15号）によって定められている。

毎月勤労統計の利活用は多岐にわたっており、景気動向を把握するための指標、労働経済の分析や国民経済計算の推計のための基礎資料として用いられているほか、「雇用保険法」（昭和49年法律第116号）、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）等に基づく手当や補償の給付額改訂のための法定資料として用いられている。また、民間企業においても、労働条件に関する資料として広く利用されている。

毎月勤労統計調査は、全国調査、地方調査及び特別調査の3種類からなる²が、本予備的調査では、全国調査が対象となる。毎月勤労統計調査の調査対象は、日本標準産業分類に基づく16大産業に属する常用労働者5人以上の事業所である。

標本抽出方法は、事業所規模によって異なり、第一種事業所（30人以上規模）については、事業所母集団データベースの年次フレーム³による名簿を抽出名簿として、事業所を産業・規模別に無作為に抽出する層化無作為一段抽出としている。ただし、規模が500人以上の事業所については、全数調査としている。

30～499人規模の調査対象事業所の標本の入替えは、従来は2～3年ごとに総入替えを行っていたが、平成30年からは毎年1月分調査で、

¹ 統計法第2条第4項

² 全国調査は、全国の変動を毎月明らかにすることを、地方調査は、都道府県別の変動を毎月明らかにすることを、特別調査は、全国調査及び地方調査を補完することを目的としている。

³ 事業所母集団データベースは、統計法第27条第1項に基づき整備されるもので、経済センサスなどの各統計調査の結果と行政記録情報（労働保険情報、商業・法人登記情報等）を統合し、経常的に更新を行い、全ての事業所・企業情報を捕捉し、最新の情報を保持するデータベースであり、最新の母集団情報（年次フレーム）の提供を毎年行っている。毎月勤労統計調査の第一種事業所の抽出名簿は、平成30年1月分調査より、従来の経済センサス基礎調査による名簿から事業所母集団データベースの年次フレームによる名簿に変更された。

全体の3分の1ずつを入れ替える⁴部分入替え方式（ローテーション・サンプリング）を導入し、調査期間は3年1か月としている⁵。

第二種事業所（5～29人規模）については、経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿から調査区を無作為に抽出し、さらに、抽出した調査区内において、5～29人規模事業所の名簿を作成し、事業所を産業別に無作為に抽出する層化無作為二段抽出としている。従前から、調査期間は1年6か月であり、毎年1月分調査と7月分調査で、全体の3分の1ずつ、調査区を含めて入れ替えている。

毎月勤労統計調査は、事業所全体の合計について調査し、マクロで見た月々の労働者1人平均の賃金額等を明らかにするものであり、調査月の在籍労働者の平均値を示している。賃金の前年同月比は、本月と前年同月の労働者1人平均の比較であり、同一労働者間で比較しているものではない。

毎月勤労統計の賃金の概念、算出方法等については、第3の1(1)及び(2)において整理している。

(2) 共通事業所集計値の公表

統計委員会⁶では、統計法の規定に基づき⁷、総務省が取りまとめた統計法の施行状況について報告を受け、関係大臣に意見を述べることを含め、毎年度審議を実施している。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)では、統計委員会が平成19年10月に設置されて以降、これまで諮問されていない基幹統計を計画的に確認すること（未諮問基幹統計の確認）が掲げられ、平成26年度から統計法施行状況に関する審議の枠

⁴ 平成30年1月分及び平成31年1月分調査は、経過措置として、全体の2分の1ずつ入れ替えている。

⁵ 入替え月は、入替え前の事業所も併せて調査している。

⁶ 統計法第44条に基づき、総務省に設置されている委員会（当初は内閣府に設置されていたが、内閣府・内閣官房のスリム化の一環として、平成28年4月1日に総務省に移管された。）。統計委員会は、統計に関する基本的事項、基本計画の案、基幹統計調査の変更など統計法に定める事項に関する調査審議を行うこと、基本計画の実施状況に関し総務大臣等に勧告すること、関係大臣に必要な意見を述べることなどの役割を担っている。（総務省ホームページより<http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/index.html>（参照2019.7.31））

⁷ 統計法第55条第2項及び第3項

組みの中で未諮問基幹統計の確認が開始された。

毎月勤労統計は基幹統計の一つであり、平成4年7月の統計審議会⁸における答申以降、同審議会及び統計委員会に対して諮問されていないことから未諮問基幹統計の確認対象となり、平成27年度に審議することとされた⁹。

平成27年10月16日、経済財政諮問会議において、毎月勤労統計のサンプル入替え時に「非連続な動き（数値のギャップ）」が生じていること等が指摘され¹⁰、経済情勢を的確に把握するために、毎月勤労統計を含むGDPを推計する基となる基礎統計の充実に努める必要性について問題提起された。同年11月4日の同会議では、統計委員会に対して、①全体ないし大量のサンプル替えの際に大幅な断層や大幅な遡及改訂が生じる場合のサンプル替えの在り方や、②遡及改訂する際の過去サンプルとの整合性確保の在り方等の横断的な課題について審議を行い、方針を整理すべきとの要請がなされた。

この要請を受けて、統計委員会は、未諮問基幹統計の確認審議の中で対応することとし、既に審議対象として計画されていた毎月勤労統計等の審議とともに標本に関する横断的な課題についても審議し¹¹、平成28年3月22日に「平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（未諮問基幹統計確認関連分）」を取りまとめた。同報告書では、毎月勤労統計について、①ローテーション・サンプリングの導入に向けて関係機関との調整等に取り組む必要性、②賃金・労働時間指数の補正方法について引き続き検討していく必要性、③継続標本を利用して指数を作成し、参考系列として提供していくことも検討する必要性

⁸ 統計審議会は、昭和27年8月に設置された統計調査の審査、基準の設定及び統計行政の総合調整等に関する重要事項を調査審議する機関であり、平成19年10月1日の統計委員会の設置に伴い廃止された。

⁹ 平成27年6月25日の第59回統計委員会基本計画部会では、未諮問基幹統計の確認の審議を年度後半に実施することとされた。厚生労働省は、統計委員会において毎月勤労統計の審議が行われる前の平成27年6月～9月に「毎月勤労統計の改善に関する検討会」を開催し、毎月勤労統計のサンプル替え時のデータの信頼性及び遡及改訂の問題点、サンプルの長期固定化に伴うバイアスへの対処方法等の課題に関して検討を行っている。

¹⁰ 第16回経済財政諮問会議（平成27年10月16日）資料4「企業収益等の動向／基礎統計の更なる充実にについて」（麻生議員提出資料）

¹¹ 基本計画部会で審議された。

等が「課題解決に向けた今後の取組の方向性」として示された。

同月24日、西村清彦統計委員会委員長は、経済財政諮問会議において同会議からの要請に対する対応を説明し、景気を表わす統計としては、継続サンプルによる指標を統一的に参考の指標として提示していきたい旨の発言をした。

その後、統計委員会は、同報告書を踏まえて、横断的課題検討部会の下に新旧データ接続検討ワーキンググループを設置した。同ワーキンググループは、「サンプル替えに伴い遡及改訂する際の過去サンプルとの整合性確保のあり方」について審議し、その結果を「平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成28年度上半期審議分）」（平成28年10月7日）に取りまとめた。同報告書の中で、①各種統計調査の接続方法に係る「望ましい方法」として、断層が過度に広がる前に標本を交替させ、それを前提に新旧計数をそのまま接続すること、②「特性に応じた対応が望ましい方法」として、標本交替に際し、ユーザーニーズの強いものに関しては、継続標本による参考値の作成を検討すること等とした。

厚生労働省は、統計委員会の審議結果を踏まえ、平成28年10月27日付けでローテーション・サンプリングの導入等を内容とする毎月勤労統計調査の変更について、総務大臣に対し承認申請を行った。これを受け、総務大臣は、統計法に基づき統計委員会に諮問し、統計委員会¹²は、平成29年1月27日に、毎月勤労統計調査の変更を承認して差し支えない旨を答申し、総務大臣は同年2月13日に承認した。

これを受け、厚生労働省は、平成30年1月分からローテーション・サンプリングを導入するとともに、「前年同月分」及び「当月分」とともに集計対象となった調査事業所(共通事業所)に限定した集計を行い、前年同月比の参考提供を開始した。

その後、統計委員会は、厚生労働省からローテーション・サンプリングへの移行状況について説明を受け、情報提供の充実等の要請を行った。これらの共通事業所に関する統計委員会から厚生労働省への要請とその対応状況については、第3の1(5)において整理している。

¹² サービス統計・企業統計部会で審議された。

(3) 本予備的調査で用いる毎月勤労統計の数値

厚生労働省は、毎月勤労統計調査において、本来「500人以上規模の事業所」については全数調査すべきところ、東京都においては抽出調査を行い、かつ抽出調査を行う場合に行う必要がある統計的処理（復元¹³）を平成16年から平成29年までの間行っていなかったことを平成31年1月11日に公表し、行うべき復元を行っていなかった平成16年から平成29年までの期間のうち、復元に必要なデータ等が存在する平成24年以降について復元して「再集計値」として公表した。

また、厚生労働省は、再集計値の一部に訂正すべき点があることが判明したとして、令和元年5月31日、平成30年7月分から平成31年2月分までの一部の集計値を訂正¹⁴して公表している。

第3の2では、訂正後の再集計値を用いている。

(4) 毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会

厚生労働省は、毎月勤労統計の労働者全体の水準を表す本系列（全調査対象事業所を対象とする集計）においては実質賃金を公表している。一方、平成30年1月分から公表している共通事業所の集計においては、名目賃金の前年同月比等は公表しているが、実質賃金は公表していない。

統計委員会は景気指標としての賃金変化率は共通事業所を重視していくとしていることから、国会などでは共通事業所に係る実質賃金の変化率の公表をめぐり議論が交わされた。

厚生労働省は、共通事業所の賃金の集計値については、統計ユーザーの多様なニーズに対応するため実質賃金も示すことを求める意見がみられる一方、実質賃金を示すためには共通事業所の集計値の特性に起因する課題など様々な論点が存在するとして、統計的な観点からの

¹³ 復元とは、抽出調査を行った際に行うべき統計的処理で、母集団の調査結果として扱うための計算。

¹⁴ 訂正の原因について、厚生労働省は、常用労働者数の推計において、雇用保険のデータを利用して常用労働者数を補正しているが、再集計を実施した際、平成30年7月分の集計において本来同年6月分の雇用保険データを使用すべきところ、同年5月分のデータを使用したためとしている。

専門家による検討の場を設け、課題を整理することとし、平成31年2月から「毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会」を開催している。

同検討会では、①「本系列」と比較した「共通事業所」の集計値の特性、②「共通事業所」の賃金の集計値の指数化をめぐる論点、③「共通事業所」の賃金の対前年同月比の実質化をめぐる論点を中心に検討するとし、同年3月29日には、中間的整理を取りまとめ、公表した。今後、「さらに検討すべき課題」で挙げられたものを検討するために、引き続き必要な作業（再集計、分析を含む）を進めるとしている。なお、同検討会は、令和元年7月22日現在、第12回まで開催されている。

2 調査方法

本予備的調査報告書は、毎月勤労統計等について、公表資料¹⁵を調査するとともに、厚生労働省に対し、資料の提出を要請し、予備的調査の要請に即して数値の計算等を行った結果を取りまとめたものである。

本予備的調査では、共通事業所の実質賃金変化率の算出等が要請されている。毎月勤労統計の作成者は厚生労働大臣であり、衆議院調査局は、毎月勤労統計としての共通事業所の実質賃金変化率を算出することはできないが、統計ユーザーとしての立場から、毎月勤労統計として現在公表されているデータを利用して数値の計算を行った。ただし、毎月勤労統計において現在公表されている共通事業所の名目賃金は、「本系列に比べ、サンプルサイズが小さくなることに留意が必要である」と注記した上で参考資料とされており、本予備的調査の計算は、留意点があることを踏まえた上で、公表されている共通事業所のデータを機械的に算式に当てはめたものである。また、1(4)で記述したとおり、厚生労働省における毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会においては、既に公表されている名目値も含めた共通事業所の集計値の特性に起因する課題等について検討されていることに留意する必

¹⁵ 厚生労働省ホームページ「毎月勤労統計調査全国調査で作成している指数等の解説（平成30年1月分部分入替え）」<<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/sisuu/sisuu.html>>（参照2019.7.31）、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）「毎月勤労統計調査年報—全国調査—」（各年版）、毎月勤労統計調査の結果速報及び結果確報、統計委員会及び毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会の配布資料等

要がある。

なお、根本厚生労働大臣は、統計作成者と統計ユーザーに関して、次のとおり発言している。

第198回国会衆議院予算委員会議録第3号7頁（平31.2.5）

根本国務大臣（厚生労働大臣）

（略）

統計というのは、統計をつくる側はいろんな統計指標を出すわけですが、もう一つは、ユーザーがそれをどう利用するか。そこは、ユーザーがどういう統計を利用するかというユーザーの視点もありますから、ユーザーがさまざまな利用をされるということは、私は、ユーザーの観点で利用していただいたら結構ですが、我々としては、きちんとした統計として、政府が出す統計として、きちんとやはり検証されたものを出す必要があるので、そこは、それは、実質化系列の方を作成をして我々が出すということについては、専門的な検証が必要だと考えています。

（略）

要は、統計をお示しする側、毎勤統計をつくる側、これは、やはりきちんとした、私は、実質化系列というものを、共通事業所について、今は名目ですけども、これを実質化系列ということで我々が出すということについては、統計の専門家のきちんとした検証をしなければ。

それと、もう一つは、我々は名目値として共通事業所系列を出していますから、例えば、ユーザーの方がそれを、例えば消費者物価指数で割り戻すということをユーザーの方がやられる、それはユーザー側の方のニーズでやるわけですから、

（略）

あとはユーザーの方々の判断でやってもらうということだと思います。

第3 調査結果

1 毎月勤労統計の実質賃金変化率の意義及びこれまでの算出方法などの考え方の整理

実質賃金の概念や実質賃金変化率の算出方法、名目賃金と名目賃金指数の概念や違い、これまでの本系列における実質賃金変化率の算出方法と名目賃金額と物価指数から算出する実質賃金変化率（以下「本調査で用いる算出方法」という。）との違い、共通事業所の実質賃金の対前年変化率の算出の可否、統計委員会の要請への対応状況を整理

(1) 実質賃金の概念や実質賃金変化率の算出方法

ア 実質賃金の概念

「実質賃金」について、統計小事典¹では、次のとおり説明されている。

労働の対価として支払われる報酬のそのときの貨幣単位で示された額を名目賃金といい、購買力による実質的な賃金水準の変化をみるために、名目賃金に比較する時点間の物価又は生計費の変化の調整を行った賃金を実質賃金という。名目賃金と実質賃金の関係は、例えば比較する時点間で名目賃金が2倍になっていても、この間に消費財やサービスの物価が2倍になっていれば、実質賃金は変わらない。実質賃金の比較は、比較する時点間の相対的な関係であるため、名目賃金指数を物価又は生計費指数で除した実質賃金指数が利用されることが多い。

毎月勤労統計では、賃金の実質的な購買力を示す指標として、名目賃金指数を消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合²）で除し

¹ 総務庁統計研修所監修、日本統計協会編集『統計小事典』日本統計協会（1992）70頁

² 持家の帰属家賃を除く総合については、総務省広報資料の「統計 Today No.128 「実感」する消費者物価とは」〈<https://www.stat.go.jp/info/today/128.html>〉（参照2019.7.31）に、次のとおり説明されている。

消費者物価指数の「総合」には、多くの主要国と同様に実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃（注1）」の動きが含まれています。そのため、家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、消費者と取引がある物価の動き、すなわち「持家の帰属家賃を除く総合」でデフレートし、実質の前年同月比を求めています。

（注1）持家世帯が住んでいる住宅を借家だと仮定すれば、そのサービスに対し当然家賃を支払わなければならない。そこで、持家の住宅から得られるサービスに

て算出した実質賃金指数を作成し、公表している³。

なお、総務省統計局「2015年基準 消費者物価指数の解説⁴」では、消費者物価指数の利用事例として「実質化のためのデフレーターとしての利用」を挙げ、次のように説明している。

異なる時点の経済活動を比較するとき、物価の変動による名目の値の変動を取り除いて、実質的な動きを算定する必要がある。実質の値は名目の値を価格変化を表す物価指数で除することによって求められ、この際に使う物価指数をデフレーターと呼ぶ。消費者物価指数は家計収支や賃金の変化を実質化する際にデフレーターとして用いられる。

- 家計最終消費支出のデフレーター（内閣府「国民経済計算」）
- 消費支出、実収入のデフレーター（総務省「家計調査」）
- 賃金指数のデフレーター（厚生労働省「毎月勤労統計調査」）

イ 実質賃金変化率の算出方法

毎月勤労統計では、変化率（増減率）を、月次の場合は前年同月比、年次の場合は前年比として、指数等から計算している。

実質賃金の前年同月比及び前年比は、次の算式によって作成している。

$$\text{実質賃金の前年同月比（％）} = \left(\frac{\text{本月の実質賃金指数}}{\text{前年同月の実質賃金指数}} - 1 \right) \times 100$$

$$\text{実質賃金の前年比（％）} = \left(\frac{\text{本年の実質賃金指数}}{\text{前年の実質賃金指数}} - 1 \right) \times 100$$

各月の実質賃金指数は、次の算式によって作成している。

相当する価値を見積もり、これを住宅費用とみなした場合に支払われるであろう家賃を「持家の帰属家賃」と言い、消費者物価指数に算入している。また、この「持家の帰属家賃」は、国民経済計算（SNA）で求められる国内総生産（GDP）にも含まれている。

³ 名目賃金指数のうちの「現金給与総額」及び「きまって支給する給与」について、実質賃金指数を公表している。

⁴ 総務省統計局「2015年基準 消費者物価指数の解説」（平成28年7月（平成31年1月一部改正））244頁

<<https://www.stat.go.jp/data/cpi/2015/kaisetsu/index.html>>（参照2019.7.31）

$$\text{各月の実質賃金指数} = \frac{\text{各月の名目賃金指数}}{\text{各月の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）}} \times 100$$

各年の実質賃金指数（実質賃金指数の年平均）は、名目賃金指数及び消費者物価指数のそれぞれについて、年平均をとったものの比率で算出している。

$$\text{各年の実質賃金指数} = \frac{\text{各年の名目賃金指数}}{\text{各年の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）}} \times 100$$

なお、毎月勤労統計では、実質賃金額は公表していない⁵。

(2) 名目賃金と名目賃金指数の概念や違い

ア 名目賃金の定義

毎月勤労統計では、名目賃金額として、現金給与額（賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額）を調査事項とし、「現金給与総額」「きまって支給する給与」「所定内給与」「所定外給与」及び「特別に支払われた給与」を公表している。

イ 名目賃金の集計・推計方法

(ア) 産業、規模別平均値の推計方法

産業、規模別の一人平均月間現金給与額については、調査事業所の現金給与額の支払総額の合計を、前月末労働者数の合計と本月末労働者数の合計との平均で除して求めている。

$$\bar{a}_i^j = \frac{\sum_l d_{il}^j \cdot a_{il}^j}{\sum_l d_{il}^j \cdot \frac{e_{0il}^j + e_{1il}^j}{2}}$$

\bar{a}_i^j ：産業 i、規模 j の産業、規模別一人平均月間現金給与額

⁵ 第1回毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会（平成31年2月22日）の資料2「これまでの経緯と現状について」の15頁に、「実質化に当たっては、消費者物価指数（帰属家賃を除く）で除すことで作成しているが、消費者物価指数の基準年によって額が異なるため、実質賃金額をお示しすることが出来ないため、実質賃金額については作成していない。」と記載されている。

- a_{il}^j : 産業 i、規模 j、都道府県 1 の本月分の調査事業所の現金給与額の支払総額
 e_{0il}^j : 産業 i、規模 j、都道府県 1 の本月分の調査事業所の前月末調査労働者数の合計
 e_{1il}^j : 産業 i、規模 j、都道府県 1 の本月分の調査事業所の本月末調査労働者数の合計
 d_{il}^j : 産業 i、規模 j、都道府県 1 の調査事業所の抽出率逆数
 ※ 合計の計算時に抽出率逆数を乗ずることについて、本文の記載上は省略。

(出所) 第134回統計委員会 (平成31年3月18日)

資料4-3 「毎月勤労統計調査について (厚生労働省説明資料)」

(イ) 産業計及び規模計の平均値の推計方法

産業計、規模計の一人平均月間現金給与額は、産業、規模別の調査事業所の現金給与額の支払総額の合計値に推計比率を乗じ、それを産業又は規模について合計した値を、同様にして計算した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して求めている。

$$\tilde{A} = \frac{\sum_{ij} r_i^j \cdot \sum_l d_{il}^j \cdot a_{il}^j}{\sum_{ij} r_i^j \cdot \left\{ \sum_l d_{il}^j \cdot \frac{e_{0il}^j + e_{1il}^j}{2} \right\}}$$

\tilde{A} : 産業計、規模計の一人平均月間現金給与額

r_i^j : 産業 i、規模 j の推計比率

※ 推計比率とは、本月分の推計に用いる母集団労働者数と、本月分の調査事業所の前月末調査労働者数の合計の比率のことを指し、次式で求める。

$$r_i^j = \frac{E_{0i}^j}{\sum_l d_{il}^j \cdot e_{0il}^j}$$

E_{0i}^j : 産業 i、規模 j の母集団労働者数 (前月の労働者数を元に、事業所の改廃等について雇用保険データ等を用いて補正した数値。)

(出所) 第134回統計委員会 (平成31年3月18日)

資料4-3 「毎月勤労統計調査について (厚生労働省説明資料)」

ウ 名目賃金指数

毎月勤労統計では、調査結果の時系列的利用の便を図るため、作成する統計のうち主なものについては、特定の年 (以下「基準年」という。) の平均 (以下「基準数値」という。) を100とする指数を計算し、時系列統計表の形式で提示している。

名目賃金については、「現金給与総額」「きまって支給する給与」及び「所定内給与」の指数を作成している。

各月の名目賃金指数は、次の算式によって作成している。

$$\text{各月の名目賃金指数} = \frac{\text{各月の名目賃金の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

名目賃金指数の年平均は、各月の指数の単純平均により算出している。

エ 名目賃金と名目賃金指数の違い

毎月勤労統計で作成されている指数は、従来は、①基準年の変更に伴う改訂（以下「基準時更新」という。）、②第一種事業所（30人以上規模）の抽出替えに伴う改訂及び③常用労働者数のベンチマーク更新という3つの事由で過去に遡って改訂されていた。

毎月勤労統計における従来の指数の改訂

①基準時更新

基準時更新とは、指数の基準年を西暦年の末尾が0又は5の付く年に変更する改訂のことをいい、5年ごとに行うものである（指数の基準時に関する統計基準（平成22年3月31日総務省告示第112号）に基づく）。この基準時更新では、各指数を全期間にわたって改訂するが、増減率は遡及改訂しない。

②第一種事業所（30人以上規模の事業所）の抽出替えに伴う改訂（ギャップ修正）

経済センサスの実施周期に合わせて、第一種事業所の抽出替え（調査対象事業所の入替え）を行っている。その際に、新旧の調査対象事業所が入れ替わったことにより、単位集計区分の集計値（注1）にギャップが生じるため、新旧の期間をまたぐ統計の接続性を確保するために、それを技術的に補正している。この補正のことを「ギャップ修正」と呼んでいる。

（注1）リンク・リラティブ方式で集計している労働者数を除く。

調査対象が入れ替わったことによる新・旧結果の「ずれ」について、新・旧の期間をまたぐ分析を行う際には、抽出替えを行った月に急激な変化が生じたと考えることは、不適切であると考えられるため、旧サンプルの結果が新サンプルの結果になめらかに接続するよう、旧サンプルの調査開始時点に遡って段階的に調整する。

③常用労働者数のベンチマークの更新（常用雇用指数のギャップ修正）

単位集計区分ごとに前月のベンチマーク（注2）に対して、標本事業所における前月から当月への変動を反映し、当月の値を算出するリンク・リラティブ方式で常用労働者数を推計している。また、この常用労働者数は、単位集計区分の集計値を積み上げる際のウエイトとしても利用されている。

常用労働者数のベンチマークの数値については、経済センサスの結果が利用できるタイミングで更新している。この時、常用雇用指数（就業形態計）については、前回のベンチマーク設定時点以降の期間の指数についてギャップ修正を行っている。

（注2）前月の母集団労働者数に雇用保険事業所データによる補正を施したもの。

（出所）厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）「毎月勤労統計調査年報—全国調査—（平成29年）」（平成30年10月）より作成

名目賃金額は、絶対的水準を表す実数値であり、改訂は行われなかったため、従来は、ギャップ修正が行われた期間については、名目賃金額と名目賃金指数は異なる動きをしていた。

平成30年1月分以降は、これらの指数の改訂事由のうち、②及び③については、賃金及び労働時間指数の改訂を行わないこととされた⁶ため、名目賃金指数は、単に各月の水準を基準年の水準と相対的に比較したものとなる。このため、平成30年1月分以降の名目賃金額は、名目賃金指数と同じ動きをすることになる。

⁶ 従来は、時系列データ利用上の注意事項として、「抽出替えを実施した際に、新旧の調査対象事業所が入れ替わったことによりギャップが生じるので、指数についてはギャップの補正を施し、増減率等は指数に基づき算出している。時系列比較をする際には、指数を用いられたい。」とされていた（厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室「毎月勤労統計調査 平成29年分結果確報の解説」（24頁））。

厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室「毎月勤労統計調査 平成30年12月分結果確報」（17頁）では、利用上の注意として、「調査事業所のうち30人以上の抽出方法は、従来2～3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に平成30年から変更した。」「賃金、労働時間指数とその増減率は、総入替え方式のときに行っていた過去に遡った改訂は行っていない。常用雇用指数及びその増減率は、労働者数推計を平成30年1月分確報で利用できる最新のデータ（平成26年経済センサス-基礎調査）に基づき更新した（これをベンチマーク更新と呼ぶ）ことに伴い、平成30年1月分確報発表時に過去に遡って改訂している。」と記載されている。

(3) これまでの本系列における実質賃金変化率の算出方法と名目賃金額と物価指数から算出する実質賃金変化率（以下「本調査で用いる算出方法」という。）との違い

毎月勤労統計の本系列においては、実質賃金の前年同月比を実質賃金指数から算出し、実質賃金指数は名目賃金指数と消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)から算出している。一方、共通事業所の集計値においては、名目賃金指数は公表されていないが、名目賃金の実数及び前年同月比は公表されている。

本予備的調査の要請においては、「名目賃金額」と「物価指数」から算出する実質賃金変化率を「本調査で用いる算出方法」とし、「本調査で用いる算出方法」により共通事業所の実質賃金変化率を算出することが要請されている（2(1)参照）。

このため、共通事業所の集計値において公表されている名目賃金の実数を用いる算式となるように、本系列における実質賃金の前年同月比の算式を本系列における他の算式により変形すると、次頁の①式を得ることができる（算式の変形の詳細については、枠内を参照）。

また、共通事業所の名目賃金の実数等の詳細データは政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載されているところであるが、毎月勤労統計の結果速報及び結果確報においては、共通事業所の集計値としては前年同月比のみが掲載されている。

この共通事業所の名目賃金の前年同月比は、指数を用いずに実数から算出されており⁷、また、消費者物価指数において公表されている消費者物価指数の前年同月比は消費者物価指数から算出されていることから、公表されている名目賃金の前年同月比及び消費者物価指数の前年同月比を用いる算式も、「本調査で用いる算出方法」に該当すると考えられる。

このため、名目賃金の前年同月比及び消費者物価指数の前年同月比を用いる算式となるように、本系列における実質賃金の前年同月比の算式を本系列における他の算式により変形すると、次頁の②式を得ることができる（算式の変形の詳細については、枠内を参照）。

⁷ 衆議院議員山井和則君提出毎月勤労統計調査における共通事業所の実質賃金算出方法等に関する質問に対する答弁書（平成31年4月2日内閣衆質198第109号）

なお、実質賃金の前年比は、各算式の「前年同月」を「前年」、「本月」を「本年」に置き換えた式となる。

実質賃金の前年同月比(%)

$$= \left(\frac{\text{本月の実質賃金指数}}{\text{前年同月の実質賃金指数}} - 1 \right) \times 100 \quad (\text{毎月勤労統計の本系列における算式})$$

$$= \left(\frac{\frac{\text{本月の名目賃金の実数}}{\text{本月の CPI}}}{\frac{\text{前年同月の名目賃金の実数}}{\text{前年同月の CPI}}} - 1 \right) \times 100 \quad \dots \textcircled{1}$$

$$= \left(\frac{\text{名目賃金の前年同月比}(\%) + 100}{\text{CPI の前年同月比}(\%) + 100} - 1 \right) \times 100 \quad \dots \textcircled{2}$$

CPI：消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）

①式への変形

各月の実質賃金指数 = $\frac{\text{各月の名目賃金指数}}{\text{各月の CPI}} \times 100$ であるから、

実質賃金の前年同月比(%)

$$= \left(\frac{\text{本月の実質賃金指数}}{\text{前年同月の実質賃金指数}} - 1 \right) \times 100$$

$$= \left(\frac{\frac{\text{本月の名目賃金指数}}{\text{本月の CPI}}}{\frac{\text{前年同月の名目賃金指数}}{\text{前年同月の CPI}}} - 1 \right) \times 100 \quad \dots \textcircled{7}$$

ここで、

各月の名目賃金指数 = $\frac{\text{各月の名目賃金の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$ であるから、

$$\begin{aligned} \textcircled{1} &= \left(\frac{\text{本月の名目賃金の実数}}{\text{基準数値}} \times 100 \times \frac{1}{\text{本月の CPI}} \right. \\ &\quad \left. \times \frac{\text{基準数値}}{\text{前年同月の名目賃金の実数}} \times \frac{1}{100} \times \text{前年同月の CPI} - 1 \right) \times 100 \\ &= \left(\frac{\frac{\text{本月の名目賃金の実数}}{\text{本月の CPI}}}{\frac{\text{前年同月の名目賃金の実数}}{\text{前年同月の CPI}}} - 1 \right) \times 100 \quad \cdots \textcircled{1} \end{aligned}$$

②式への変形

$$\textcircled{1} = \left(\frac{\text{本月の名目賃金指数}}{\text{前年同月の名目賃金指数}} \times \frac{\text{前年同月の CPI}}{\text{本月の CPI}} - 1 \right) \times 100 \quad \cdots \textcircled{1}$$

ここで、名目賃金と CPI の前年同月比は、それぞれ、

$$\text{名目賃金の前年同月比(\%)} = \left(\frac{\text{本月の名目賃金指数}}{\text{前年同月の名目賃金指数}} - 1 \right) \times 100$$

$$\text{CPI の前年同月比(\%)} = \left(\frac{\text{本月の CPI}}{\text{前年同月の CPI}} - 1 \right) \times 100$$

であるから、

$$\frac{\text{本月の名目賃金指数}}{\text{前年同月の名目賃金指数}} = \frac{\text{名目賃金の前年同月比(\%)} + 100}{100}$$

$$\frac{\text{前年同月の CPI}}{\text{本月の CPI}} = \frac{100}{\text{CPI の前年同月比(\%)} + 100}$$

したがって、

$$\textcircled{1} = \left(\frac{\text{名目賃金の前年同月比(\%)} + 100}{100} \times \frac{100}{\text{CPI の前年同月比(\%)} + 100} - 1 \right) \times 100$$

$$= \left(\frac{\text{名目賃金の前年同月比(\%)} + 100}{\text{CPI の前年同月比(\%)} + 100} - 1 \right) \times 100 \quad \cdots \textcircled{2}$$

①式又は②式から計算する実質賃金の前年同月比の値は、本系列における算式から算出する値と数式上は等しくなるが、本系列における算出過程では、名目賃金指数及び実質賃金指数は小数第2位を四捨五入した小数第1位までの数値を用いているため、①式又は②式から計算する数値とは、必ずしも一致しない。

また、従来は、サンプル入替え及びベンチマーク更新により、指数及び増減率が遡及改訂される一方、実数は遡及改訂されていなかったため、実数を用いる①式から計算した実質賃金の前年同月比の数値は、ギャップ修正が行われた期間については、本系列における遡及改訂後の公表数値とは一致しない。

(4) 共通事業所の実質賃金の対前年変化率の算出の可否

厚生労働省は、毎月勤労統計において、平成30年1月分から共通事業所の集計値を参考値として公表している。共通事業所の集計値においては、名目賃金の前年同月比は公表されているが、実質賃金の前年同月比及び前年比並びに名目賃金の前年比は公表されていない。

共通事業所の実質賃金の前年同月比及び前年比並びに名目賃金の前年比を公表していない理由について、厚生労働省に確認したところ、次のとおり回答があった。

(回答)

毎月勤労統計においては、本系列で労働者全体の賃金の水準の把握を行っており、その中で、名目賃金だけでなく、実質賃金の前年同月比及び前年比についても公表している。

平成30年1月よりローテーション・サンプリングを導入した際にギャップ修正を行わず、そのまま接続することとしたこと、また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）において「継続標本による参考指標を30年度（2018年度）以降も継続して公表する。」とされたことを踏まえ、平成30年1月分結果（平成30年4月公表）から、調査対象事業所の部分入替えや産業構造の変化に伴う労働者のウエイトの変化（ベンチマーク更新）の影響を除去した参考値として、1年前と当月の両方で回答している調査対象（共通事業所）のみに限定し、1年前と当月の労働者のウエイトも同じものにより算定した

ものを共通事業所の集計値として公表している。この共通事業所の集計値は、同一事業所の賃金の変化率を示すものであることから、景気指標としてそれぞれの労働者が自分の事業所の賃金の変化としての実感を表すものに対応すると考えられる。このことは、第4回経済財政諮問会議（平成28年3月24日）において西村統計委員会委員長も同趣旨について述べている。こうしたことから、人々の実感を表す賃金として、実際の金額であると考えられる「名目値」のみを公表している。

共通事業所における前年比については、各月の共通事業所の概念から敷衍して考えると、一年間を通して共通となる事業所を対象とした集計値（平成29年1月から12月までのすべての月と、平成30年1月から12月までのすべての月で回答のあった共通する事業所を対象とした集計値）となることから、比較可能となる標本の大きさが十分に確保できるか、といった統計上の課題がある。

共通事業所に係る実質賃金については、厚生労働省としては、まず共通事業所の集計値の特性に起因する課題など様々な論点を整理する必要があると考えている。これは、統計的な観点からの分析や検討を加えずに共通事業所に係る実質賃金を作成し、公表することは、統計ユーザーに対し、考え方の整理が不十分なまま数値を示すこととなることから、統計数値に対して責任を有する統計所管の立場から適切でない、という考えによるものである。

こうしたことから、共通事業所の賃金の実質化については、共通事業所の集計値の特性や、その指数化・実質化をめぐる論点について、専門家にご議論いただくため、2月22日以来「毎月勤労統計の『共通事業所』の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会」を開催しているところである。

3月29日にとりまとめられた、検討会の「中間的整理」においては、これまでの議論が、次のように整理された。

- 「共通事業所の集計値」の特性としては、
 - ・ 「前年同月との共通事業所群」と「翌年同月との共通事業所群」は異なる事業所群となるため、各月に2つの賃金額が併存すること、
 - ・ 前年同月との共通事業所であるため、前月と当月では異なる共通事

業所群となること、

- ・ 本系列と比べ、標本数が少なく、標本誤差が大きくなること、
- ・ 事業所規模別・産業別等に見るとサンプルに偏りがあり、結果の精度に影響を与えている可能性があること、
- ・ 継続的に回答している事業所による一定のバイアス（サバイバル・バイアス）がある可能性があること

などが考えられ、前年同月との実額の比較は可能だが、時系列として連続的に指数化することは、現在の定義のままでは困難と考えられること

その上で、「さらに検討すべき課題」として、

- ・ 実質化するのであれば、「共通事業所の集計値」はそもそもどういった数値なのかを整理し、その実質化はどのような意味を持つものであるかを示すべきである

と整理されている。

検討会については、引き続き精力的に検討いただいております、一定の時間を要することにはなるが、できるだけ分かりやすくかつ早期に最終的な結論を出していただきたいと考えています。

【参考】第4回経済財政諮問会議（平成28年3月24日）

（西村統計委員会委員長発言（抜粋））

また、景気指標として多数の人々が実感するのは、自分の事業所の平均賃金が上がったのか、自分の企業の投資が増加したのかである。つまり同じ事業所の平均賃金の変化、同じ企業の投資の変化になる。これに対応しているのは、サンプルを継続して調べている継続サンプルによる指標であるので、景気を表わす統計としては、統一的に参考の指標として提示するということをしていきたい。

共通事業所の実質賃金の対前年変化率の計算を行うに当たって、どのようなデータを用いるかは、共通事業所の集計値を見る目的に照らして選択すべきと考えられる。西村統計委員会委員長が発言しているように、共通事業所の集計値を景気指標として同一の事業所の平均賃金の変化を見るためのものであると捉えると、共通事業所の前年比と

は、同一の事業所の前年から本年への平均賃金の変化であるから、前年及び本年の2年を通じて回答があった事業所の平均賃金の前年比を計算するものと考えられる。

しかし、厚生労働省の回答によると、比較可能となる標本の大きさが十分に確保できるかといった統計上の課題があり、そのような集計方法は採られておらず、前年及び本年の2年を通じて回答があった共通事業所の名目賃金の実数の年平均や前年比は公表されていない。

このため、公表されている資料からは、(3)で示した①式又は②式と同様の式により共通事業所の名目賃金の実数又は前年比を用いて実質賃金の前年比を計算することはできない。

(5) 統計委員会の要請への対応状況

厚生労働省は、平成28年10月27日付けでローテーション・サンプリングの導入等を内容とする毎月勤労統計調査の変更について、総務大臣に対し、承認申請を行った。

これを受け、総務大臣は、統計法に基づき同年11月18日付けで統計委員会に諮問し（諮問第97号「毎月勤労統計調査の変更について（諮問）」）、統計委員会⁸は、平成29年1月27日に、毎月勤労統計調査の変更を承認して差し支えない旨答申し、継続指数の公表に当たっては、十分な情報提供を行う必要があるとした。

厚生労働省は、同年2月13日に総務大臣から承認を受け、平成30年1月分からローテーション・サンプリングを導入するとともに、賃金及び労働時間について、従来の総入替え方式で行っていた指数及び増減率の遡及改訂は行わないこととした。また、ローテーション・サンプリングの導入に伴い、前年同月も調査対象となっている事業所が常に存在することを利用し、「前年同月分」及び「当月分」とともに集計対象となった事業所（共通事業所）について集計を行い、前年同月比の参考提供を開始した。

西村統計委員会委員長は、平成30年4月6日に公表されたローテーション・サンプリング導入後の初の結果（同年1月分結果確報）では断層が小さくならなかったことが判明したことから、断層の要因につ

⁸ サービス統計・企業統計部会で審議された。

いての全体の視点からの分析等を厚生労働省に求め⁹、厚生労働省は、同年7月12日に統計委員会¹⁰で説明を行った。その中で、平成30年1月の標本入替え時の新旧調査対象による賃金¹¹の集計結果の差が2,086円(0.8%)であったこと、その差の要因は、部分入替えによる寄与(295円)よりも標本入替えと同時に実施された労働者数推計のベンチマークの更新¹²による寄与(1,791円)が大きかったことが説明された。統計委員会からは、共通事業所による公表値を拡充すること、ベンチマーク更新の影響等について次回以降の統計委員会において報告すること等が要請された。

なお、厚生労働省は、平成31年1月30日の第131回統計委員会において、従来の公表値では、平成30年1月の標本入替え時の新旧の差が2,086円(0.8%)であったところ、東京都の「500人以上規模の事業所」についても復元して再集計した再集計値では、新旧の差は1,304円(0.5%)となり、ベンチマーク更新による寄与が967円(0.4%)、部分入替え等による寄与が337円(0.1%)となったことを説明している。

統計委員会では、第124～126回及び第129回(平成30年7月20日、8月28日、9月28日、12月17日)の審議において、厚生労働省から説明を受けるなどし、情報提供の充実等の要請を行った。

共通事業所(継続標本)に関しては、統計委員会は、平成29年1月27日付け答申及びローテーション・サンプリング導入後の審議において、次の枠内の(1)～(4)の要請を厚生労働省に対して行っており、これらに対する厚生労働省の対応状況について、厚生労働省に確認したところ、次のとおり回答があった。

⁹ 第198回国会衆議院総務委員会議録第3号40頁(平31.2.19)西村参考人答弁より

¹⁰ 第11回国民経済計算体系的整備部会

¹¹ きまって支給する給与

¹² 最新の経済構造を反映するため、経済センサスなどの全数調査により真の常用労働者数が得られた際にベンチマークを更新しており、平成30年1月には、平成26年経済センサス基礎調査に基づく更新を実施している。ベンチマーク更新時には、単位集計区分の賃金集計値を積み上げる際のウェイトに断層が生じる。

- (1) 統計委員会の諮問第97号の答申「毎月勤労統計調査の変更について」（平成29年1月27日）の1（2）ア（イ）②賃金・労働時間指数における継続指数の作成

「継続指数の公表に当たっては、利用者の利便性を考慮し、本系列の指数（全ての調査対象事業所のデータを用いて作成した指数）との関係を示す基本統計量の開示等を含めて、十分な情報提供を行う必要がある。」

（回答）

毎月勤労統計では共通事業所について、平成30年1月分調査より前年同月比を参考値として掲載している。その際、共通事業所の考え方や本系列に比べてサンプルサイズが小さくなることなどの留意点を示している。また、基本統計量として、現金給与総額やきまって支給する給与などの労働者一人当たりの平均賃金額や総実労働時間などの平均時間などもあわせて公表している。

さらに、第125回統計委員会（平成30年8月28日）資料6-1「毎月勤労統計におけるローテーション・サンプリング（部分入替え方式）の導入に伴う対応について」においては、本系列と共通事業所の平均額との関係を示すなどの情報提供も行っている。

- (2) 第11回統計委員会国民経済計算体系的整備部会（平成30年7月12日）部会長取りまとめ（議事概要より）

「毎月勤労統計におけるローテーション・サンプリングの導入に伴う対応については概ね適当とされたが、産業別データの提供、さらなる過去遡及の可能性、賃金水準等については、出来るだけ速やかに公表出来るよう、厚生労働省において検討することとなった。」

（回答）

共通事業所による前年同月比の参考提供の充実について、

- ・毎月勤労統計平成30年8月分確報から、共通事業所データを拡充（所定外給与、特別給与、主要産業別、過去2年分まで掲載）

・平成28年1月分から e-Stat に共通事業所に係る実数などの詳細なデータを掲載

を行った。このことについては、第129回統計委員会（平成30年12月17日）資料5「毎月勤労統計のローテーションサンプリングへの移行に係る情報提供と今後の取組」において対応状況を説明した。

(3) 統計委員会「「毎月勤労統計」の接続方法及び情報提供に係る統計委員会の評価」（平成30年8月28日）（第126回統計委員会（平成30年9月28日）配布資料 参考1）

「新旧指数の接続に関する情報提供を円滑に進め、かつ、継続サンプル系列の利用方法に関するユーザーの理解促進を図る。」

「このため、総務省（統計委員会担当室）の協力を得て、①新旧指数の接続、②継続サンプル系列の利用方法、などに関する分かりやすい説明資料を作成し、次回の統計委員会に提出する。」

(回答)

第126回統計委員会（平成30年9月28日）資料7-2「毎月勤労統計：賃金データの見方」において、①新旧指数の接続、②継続サンプル系列の利用方法などに関する分かりやすい説明資料を示した。さらに、当該説明資料を毎月勤労統計のホームページで公表するとともに、毎月の公表資料の中で当該ホームページを案内した。

(4) 第126回統計委員会（平成30年9月28日）

ア 統計委員会担当室作成資料（配布資料7-1「毎月勤労統計の利用事例等に関する整理」）

「統計委員会としては、「労働者全体の賃金の水準は本系列、景気指標としての賃金変化率は共通事業所を重視していく」ことが適切としているところ」

「分かりやすい説明資料を作成し、毎月勤労統計のHPで公表する

ことが重要」

「対外公表資料に更なる工夫の余地がないか検討することが必要」

イ 議事録（西村委員長発言）

「厚生労働省は、今後こうした説明を毎年実施する改定と同時に提供すること。場合によって必要に応じ、あらかじめ注意喚起しておくことは重要であると思います。」

（回答）

アについて

(3)で示した説明資料を毎月勤労統計のホームページで公表するとともに、対外公表資料である毎月勤労統計の概況の冒頭において、共通事業所の情報を追記した上で、本系列については前年比に加えて賃金等の実額を併記した。

イについて

平成31年1月に実施した標本の部分入替えについて、同年1月分確報の中でその入れ替えたことに伴う影響について情報提供するとともに、第135回統計委員会（平成31年4月18日）資料6-1「毎月勤労統計調査について」において、より詳細な分析資料を示した。併せて、同年1月分速報において、速報では入替え前の事業所の結果をまとめたものであり断層は発生しないこと、標本の部分入替え後の事業所の結果については確報で掲載することなど、あらかじめ注意喚起を行った。

2 共通事業所系列の実質賃金変化率の算出など

本調査で用いる算出方法による共通事業所系列の実質賃金変化率（対前年同月比及び対前年同月比の平均値）の算出、本系列の過去の実質賃金変化率について、厚生労働省が公表している数値と本調査で用いる算出方法による数値との比較

(1) 本調査で用いる算出方法による共通事業所系列の実質賃金変化率（対前年同月比及び対前年同月比の平均値）の算出

本予備的調査では、「本調査で用いる算出方法」による共通事業所系列の実質賃金変化率（対前年同月比及び対前年同月比の平均値）の算出が要請されている。共通事業所の実質賃金変化率については、明石順平弁護士¹³、鈴木準株式会社大和総研政策調査部長¹⁴などが、公表されている共通事業所の名目賃金のデータと消費者物価指数を使って試算している。同様に、本予備的調査においては、毎月勤労統計として現在公表されているデータを利用し、要請に即して計算を行う。

具体的には、本予備的調査要請書の調査目的及び具体的内容を踏まえ、平成30年の1月から12月の各月について、1(3)で示した①式及び②式に、共通事業所の名目賃金の実数及び消費者物価指数、共通事業所の名目賃金及び消費者物価指数の前年同月比をそれぞれ当てはめて計算を行うこととする。

ただし、毎月勤労統計において現在公表されている共通事業所の名目賃金は、「本系列に比べ、サンプルサイズが小さくなることに留意が必要である」と注記した上で参考資料とされており、本予備的調査の計算は、留意点があることを踏まえた上で、公表されている共通事業所の名目賃金の実数又は前年同月比を①式及び②式に機械的に当てはめるものである。また、第2の1(4)で記述したとおり、厚生労働省に

¹³ 明石順平「毎月勤労統計の賃金について」（第3回毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会（平成31年3月6日）資料1）、明石順平『国家の統計破壊』集英社インターナショナル（2019）

¹⁴ 大和総研 政策調査部 政策調査部長 鈴木準「2018年の実質賃金論議をみて思うこと」（2019年3月20日）<https://www.dir.co.jp/report/column/20190320_010217.htm>（参照2019.7.31）

おける毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会においては、既に公表されている名目値も含めた共通事業所の集計値の特性に起因する課題等について検討されていることに留意する必要がある。

共通事業所の名目賃金の実数又は前年同月比としては、「現金給与総額」「きまって支給する給与」「所定内給与」「所定外給与」及び「特別給与」が公表されているが、以下の計算では、「現金給与総額」を用いることとする。なお、共通事業所の集計値は、1年前と本月の両方で回答している調査対象（共通事業所）を対象としているため、前年と比較するか翌年と比較するかにより本月の集計対象事業所が異なり、その結果、各年各月において2つの実数が併存している。本予備的調査では、平成30年の1月分から12月分の1年間の実質賃金変化率を算出することが要請されていることから、名目賃金の実数は、平成30年の各月と平成29年の各月の両方で回答した共通事業所の実数を用いることとする。

消費者物価指数については、本系列と同様に、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いることとする¹⁵。

②式による計算に用いる名目賃金及び消費者物価指数の前年同月比は、公表されている実数や指数から計算するのではなく、前年同月比として公表されている数値とする。

計算に用いる各数値は、各統計で表章されている公表値（名目賃金の実数は整数まで、名目賃金の前年同月比並びに消費者物価指数の指数値及び前年同月比は小数第1位までの数値¹⁶）とし、計算過程では端数処理を行わず、計算した実質賃金変化率の表章は、小数第2位を四

¹⁵ 毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会の中間的整理（平成31年3月29日）では、実質化に用いる物価指数について、次のとおり整理されている。

実質化に当たり、「本系列」では消費者物価指数（帰属家賃を除く総合）を用いているが、一定の特性を持つ「共通事業所の集計値」について、その特性にあった物価指数（デフレーター）で調整することも考えられるが、現在の物価指数の研究状況を踏まえると、共通事業所の特性に合った物価指数を作成することは困難である。

¹⁶ 消費者物価指数については、小数第3位まで表示した指数が参考値として開示されているが、毎月勤労統計の本系列の実質賃金の算出には小数第1位までの公表値が用いられていることから、本計算においても、同数値を用いることとする。

捨五入して小数第1位までとする。

ア ①式による前年同月比の計算

次式に共通事業所集計値の名目賃金の実数及び消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）を当てはめて計算した結果は、表1のとおりである。

$$\text{実質賃金の前年同月比(\%)} = \left(\frac{\frac{\text{本月の名目賃金の実数}}{\text{本月のCPI}}}{\frac{\text{前年同月の名目賃金の実数}}{\text{前年同月のCPI}}} - 1 \right) \times 100$$

CPI：消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）

表1 ①式による共通事業所の実質賃金の前年同月比の計算

	本月の名目賃金の実数 (円)	前年同月の名目賃金の実数 (円)	本月のCPI (H27=100)	前年同月のCPI (H27=100)	実質賃金の 前年同月比 (%) (計算結果)
H30.1	277,697	276,964	101.7	100.0	-1.4
H30.2	268,842	266,618	101.7	99.9	-1.0
H30.3	288,135	284,826	101.3	100.0	-0.1
H30.4	281,553	280,402	101.2	100.4	-0.4
H30.5	277,302	276,408	101.4	100.6	-0.5
H30.6	451,154	445,035	101.2	100.4	0.6
H30.7	380,053	377,376	101.3	100.2	-0.4
H30.8	277,196	274,842	102.0	100.5	-0.6
H30.9	270,798	270,524	102.2	100.8	-1.3
H30.10	273,194	270,719	102.5	100.8	-0.8
H30.11	286,335	283,603	102.2	101.2	0.0
H30.12	575,972	564,652	101.9	101.5	1.6

注1：「本月の名目賃金の実数」及び「前年同月の名目賃金の実数」には、政府統計の総合窓口(e-Stat)の「毎月勤労統計調査 全国調査 長期時系列表 月次 共通事業所データ(再集計値) 共通事業所データ 実数(5人以上)」(公開(更新)日：2019年5月31日)の「現金給与総額(当年)」及び

「現金給与総額（前年）」のデータを用いている。
 2：「本月のCPI」及び「前年同月のCPI」には、政府統計の総合窓口（e-Stat）の「消費者物価指数 2015年基準消費者物価指数 長期時系列データ 品目別価格指数 全国 月次 持家の帰属家賃を除く総合指数」（公開（更新）日：2019年5月24日）のデータを用いている。

イ ②式による前年同月比の計算

次式に共通事業所集計値の名目賃金の前年同月比及び消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比を当てはめて計算した結果は、表2のとおりである。

$$\text{実質賃金の前年同月比(\%)} = \left(\frac{\text{名目賃金の前年同月比(\%)} + 100}{\text{CPIの前年同月比(\%)} + 100} - 1 \right) \times 100$$

CPI：消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）

表2 ②式による共通事業所の実質賃金の前年同月比の計算

	名目賃金の 前年同月比 (%)	CPIの 前年同月比 (%)	実質賃金の 前年同月比 (%) (計算結果)
H30.1	0.3	1.7	-1.4
H30.2	0.8	1.8	-1.0
H30.3	1.2	1.3	-0.1
H30.4	0.4	0.8	-0.4
H30.5	0.3	0.8	-0.5
H30.6	1.4	0.8	0.6
H30.7	0.7	1.1	-0.4
H30.8	0.9	1.5	-0.6
H30.9	0.1	1.4	-1.3
H30.10	0.9	1.7	-0.8
H30.11	1.0	1.0	0.0
H30.12	2.0	0.3	1.7

注1：「名目賃金の前年同月比」には、政府統計の総合窓口（e-Stat）の「毎月勤労統計調査 全国調査 長期時系列表 月次 共通事業所データ（再集

計値) 共通事業所データ 前年比(5人以上)」(公開(更新)日:2019年5月31日)の「現金給与総額」のデータを用いている。
2:「CPIの前年同月比」には、政府統計の総合窓口(e-Stat)の「消費者物価指数 2015年基準消費者物価指数 長期時系列データ 品目別価格指数 全国 月次 持家の帰属家賃を除く総合指数 前年同月比」(公開(更新)日:2019年5月24日)のデータを用いている。

ウ 前年同月比の平均値

本予備的調査では、平成30年の各月の実質賃金の前年同月比についての平均値の算出が要請されていることから、①式及び②式により機械的に計算した平成30年の各月の実質賃金の前年同月比を単純平均することとする。

なお、共通事業所は、前年同月と本月の両方で回答があった事業所を対象としており、事業所群が月ごとに異なる。そのため、各月の実質賃金の前年同月比の単純平均は、前年及び本年の2年を通じて回答があった同一の事業所の前年から本年への平均賃金の変化を見るものとはなっていないことに留意する必要がある。また、本系列における実質賃金の年平均は、1(1)イで見たように、名目賃金指数及び消費者物価指数のそれぞれの年平均の比率から算出されており、各月の前年同月比の単純平均は、それとは異なるものである。

その上で、ア及びイで計算した平成30年の各月の実質賃金の前年同月比(表章している小数第1位までの数値)を単純平均すると、いずれも-0.4%となる。ただし、各月の実質賃金の前年同月比の数値を、表章している小数第1位までの数値ではなく、端数処理前の(小数第2位で四捨五入しない)数値により単純平均すると、①式では-0.35%、②式では-0.34%となり、これを小数第1位までで表章すると、それぞれ-0.4%、-0.3%となる。このように、端数処理によって数値は異なり得るため、幅を持って見る必要がある。

(2) 本系列の過去の実質賃金変化率について、厚生労働省が公表している数値と本調査で用いる算出方法による数値との比較

ア 比較対象

以下では、本予備的調査の要請に従い、共通事業所の実質賃金の前年同月比の計算に用いた1(3)の①式及び②式を用いて、本系列の過去の実質賃金の前年同月比を計算し、公表値との比較を行う。

毎月勤労統計では、東京都の500人以上規模の事業所等について復元して再集計した「再集計値」を、復元に必要なデータ等が存在する平成24年以降について公表している。平成24年以降の再集計値のうち、平成26年12月以前の指数及び増減率は、平成27年1月のサンプル入替えによるギャップ修正が行われているが、実数についてはギャップ修正が行われていない。このため、①式により平成26年12月以前に公表されている実数を用いて計算する実質賃金の前年同月比は、公表されている増減率と一致しない。そこで、以下の比較では、ギャップ修正の影響を受けないように、平成27年1月以降の実数を用いて計算することができる平成28年1月から平成30年12月までの前年同月比を対象とする。

イ 本系列の過去の実質賃金変化率の公表値と計算値の比較

本系列の過去の実質賃金の前年同月比の公表値と、①式及び②式により計算した数値との比較は、表3のとおりである。

表3 本系列の実質賃金の前年同月比の公表値と
①式及び②式による計算値の比較

	公表値 (%) (A)	①式による 計算値 (%) (B)	差 (%ポイント) (B)-(A)	②式による 計算値 (%) (C)	差 (%ポイント) (C)-(A)
H28.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0
H28.2	0.5	0.4	-0.1	0.4	-0.1
H28.3	1.4	1.5	0.1	1.5	0.1
H28.4	0.2	0.3	0.1	0.3	0.1
H28.5	0.5	0.5	0.0	0.6	0.1
H28.6	2.0	2.0	0.0	2.0	0.0
H28.7	1.8	1.8	0.0	1.7	-0.1
H28.8	0.7	0.8	0.1	0.7	0.0
H28.9	0.7	0.8	0.1	0.7	0.0
H28.10	0.2	0.0	-0.2	0.1	-0.1
H28.11	0.2	0.1	-0.1	0.2	0.0
H28.12	0.4	0.4	0.0	0.4	0.0
H29.1	0.1	0.0	-0.1	0.0	-0.1
H29.2	-0.1	-0.1	0.0	-0.2	-0.1
H29.3	-0.3	-0.3	0.0	-0.3	0.0
H29.4	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0
H29.5	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1
H29.6	-0.1	-0.2	-0.1	-0.1	0.0
H29.7	-1.0	-1.0	0.0	-1.1	-0.1
H29.8	-0.1	-0.1	0.0	-0.1	0.0
H29.9	-0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
H29.10	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
H29.11	0.2	0.3	0.1	0.3	0.1
H29.12	-0.4	-0.4	0.0	-0.5	-0.1
H30.1	-1.0	-0.9	0.1	-1.0	0.0
H30.2	-1.0	-1.0	0.0	-1.0	0.0
H30.3	0.5	0.4	-0.1	0.5	0.0
H30.4	-0.6	-0.5	0.1	-0.6	0.0
H30.5	0.6	0.6	0.0	0.6	0.0
H30.6	2.0	2.0	0.0	2.0	0.0
H30.7	0.3	0.2	-0.1	0.3	0.0
H30.8	-0.9	-0.9	0.0	-0.9	0.0
H30.9	-0.6	-0.8	-0.2	-0.7	-0.1
H30.10	-0.6	-0.6	0.0	-0.6	0.0
H30.11	0.8	0.7	-0.1	0.7	-0.1
H30.12	1.1	1.1	0.0	1.2	0.1

注1：「公表値」、①式による計算過程に用いた「名目賃金の実数」及び②式による計算過程に用いた「名目賃金の前年同月比」には、政府統計の総合窓口（e-Stat）の「毎月勤労統計調査 全国調査 長期時系列表 実数・指数累積データ（再集計値）」（公開（更新）日：2019年5月31日）の「実質賃金指数（現金給与総額）」（指数関連：データ16）、「一人平均月間現金給与総額（整数）」（実数関連：データ13）及び「現金給与総額指数」（指数関連：データ13）のデータを用いている。

2：①式による計算過程に用いた「CPI」及び②式による計算過程に用いた「CPIの前年同月比」のうち、平成29年1月分以降の計算には、政府統計の総合窓口（e-Stat）の「消費者物価指数 2015年基準消費者物価指数 長期時系列データ 品目別価格指数 全国 月次 持家の帰属家賃を除く総合指数」及び同「前年同月比」（公開（更新）日：2019年5月24日）のデータを用いている。平成28年12月分以前の計算には、政府統計の総合窓口（e-Stat）の「消費者物価指数 平成22年基準消費者物価指数 長期時系列データ 品目別価格指数 全国 月次 持家の帰属家賃を除く総合」及び同「前年同月比」（公開（更新）日：2017年1月27日）のデータを用いている。

公表値と①式による計算値の差（(B)-(A)）及び公表値と②式による計算値の差（(C)-(A)）を見ると、 $-0.2\sim+0.1\%$ ポイントの差が生じている。

これらの差は、計算過程の端数処理によるものと考えられる。例えば、平成30年9月の実質賃金の前年同月比の公表値と①式による計算値との差（ -0.2% ポイント）を確認すると、公表値の実質賃金の前年同月比 -0.6% は、平成30年9月の名目賃金指数の公表値85.8を消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の公表値102.2で除して、100を乗じて小数第1位まで表章された実質賃金指数の公表値84.0と、同様に算出された平成29年9月の実質賃金指数の公表値84.5から算出されている。この公表値の算出方法を用いて、指数化の際の端数処理を行わずに計算する場合、まず、名目賃金指数は、平成30年9月の名目賃金の実数の公表値270,601円を基準年である平成27年の各月の名目賃金の実数の単純平均値で除して100を乗じると、85.766…となる。同様に、平成29年9月の名目賃金指数は、85.237…となり、それぞれ小数第1位まで表章する場合には、公表値と一致する。これらを、端数処理せずに、それぞれ消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除して100を乗じると、平成30年9月の実質賃金指数は83.920…、平成29年9月の実質賃金指数は84.560…となり、平成30年9月の実質賃金の前年同月比は -0.757% …%となって、公表値との差は -0.157% …ポイントとなる。これを、小数第1位まで表章すると、 -0.2% ポイントの差となる。

		公表値	端数処理なし
名目賃金の実数（円）	H30.9	270,601	
	H29.9	268,931	
名目賃金指数	H30.9	85.8	85.766…
	H29.9	85.2	85.237…
消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）	H30.9	102.2	
	H29.9	100.8	
実質賃金指数	H30.9	84.0	83.920…
	H29.9	84.5	84.560…
実質賃金の前年同月比（％）	H30.9	-0.6	-0.757…

注1：公表値の「名目賃金の実数」及び「名目賃金指数」のデータの出所は、政府統計の総合窓口（e-Stat）の「毎月勤労統計調査 全国調査 長期時系列表 実数・指数累積データ（再集計値）」（公開（更新）日：2019年5月31日）の「一人平均月間現金給与総額（整数）」（実数関連：データ13）及び「現金給与総額指数」（指数関連：データ13）。「実質賃金指数」及び「実質賃金の前年同月比」のデータの出所は、同「実数・指数累積データ（再集計値）」の「実質賃金指数（現金給与総額）」（指数関連：データ16）。

2：公表値の「消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）」のデータの出所は、政府統計の総合窓口（e-Stat）の「消費者物価指数 2015年基準消費者物価指数 長期時系列データ 品目別価格指数 全国 月次 持家の帰属家賃を除く総合指数」。

3 共通事業所系列の実質賃金の留意点の整理など

共通事業所系列の実質賃金の特性、データの偏り、誤差、実態の実質賃金との乖離状況など、データ利用上の留意点の整理及び統計委員会が求める景気指標としての賃金変化率との関係

(1) 共通事業所系列の実質賃金の特性、データの偏り、誤差、実態の実質賃金との乖離状況など、データ利用上の留意点

ア 厚生労働省のこれまでの説明

毎月勤労統計における共通事業所による前年同月比の参考提供は、平成30年1月分結果確報の公表資料から掲載されており、同資料では、「共通事業所とは、「前年同月分」及び「当月分」ともに集計対象となった調査対象事業所のことである」「共通事業所のみを用いて集計を行っているため、本系列に比べ、サンプルサイズが小さくなることに留意が必要である」と注記している。

また、厚生労働省は、第126回統計委員会（平成30年9月28日）資料7-2「毎月勤労統計：賃金データの見方」において、継続標本（共通事業所）による前年同月比の特徴として、以下のとおりメリット及びデメリットを示している。

メリット

- ・ 継続標本による前年同月比は、標本交替やウエイト変更による断層を回避できる。
- ・ 賃金変化率を捉えやすい。

デメリット

- ・ 継続標本は、新設事業所の影響が反映されていない（標本に偏りがある）。
- ・ 標本数が小さくなるため、標本誤差が大きくなる。

さらに、同資料では、継続標本（共通事業所）による前年同月比の動きについて、次のとおり示している。

- ・ 「現金給与総額」「所定内給与額」「きまって支給する給与」のいずれについても、本系列よりも継続標本（共通事業所）系列の方が振れが小さく、安定的である。賃金の変動率を把握するユーザーにとっては、使い勝手がよいと考えられる。

- ・「現金給与総額」「所定内給与額」「きまって支給する給与」のいずれについても、本系列では、平成30年以降、前年同月比で見た伸び率がやや拡大している。一方、継続標本（共通事業所）系列では、伸び率の拡大傾向はうかがわれない。

イ 毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会の中間的整理

毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会の中間的整理（平成31年3月29日）では、共通事業所の集計値の特性について、以下のとおり整理している。

- 1年前と当月の両方で回答している調査対象のみに限定しているために、事業所の入替方法の違いから、事業所規模別・産業別等見た場合にサンプルに偏りがあり、結果の精度に影響を与えている可能性がある。（本系列と比較して、500人以上規模事業所の割合が高く、5～29人規模事業所の割合が低いなど）
- 新規事業所の影響が反映されておらず、標本に偏りがある可能性がある。
- 継続的に回答している事業所が集計対象になりやすいという特性から、その結果について一定のバイアスがある可能性がある。（本系列と比較して、賃金額が相対的に高い可能性があるなど）
- 「共通事業所の集計値」の前年同月比を時系列でみる場合には、
 - ・ 標本数が少なくなるため、標本誤差が大きくなること。（事業所規模・産業別に、その影響に差があると考えられる。）
 - ・ 作成が開始されてから12か月分のデータであり、蓄積が乏しいこと。
 - ・ ローテーション・サンプリングの経過措置の間には、入替割合に相違があるため、精度が変化し、指標として安定していない。といった課題が存在する。

また、賃金変化率の偏りについては、さらに検討すべき課題として、以下のとおり提示している。

「共通事業所」の賃金水準について偏りがあるとしても、賃金変化率

について偏りがあるかはわかっていない。賃金水準と賃金変化率との関係が「共通事業所」と「非共通事業所」で同一であれば、賃金水準の偏りを基に賃金変化率の偏りも補正できると想定できるが、この点は検証する必要がある。

共通事業所の集計値の実質化については、さらに検討すべき課題として、「実質化するのであれば、その前提として、「共通事業所の集計値」はそもそもどういった数値なのかを整理し、その実質化はどのような意味を持つものであるかを示すべきである」としている。

ウ 有識者の意見

平成31年2月26日の衆議院予算委員会公聴会において、鈴木準公述人（株式会社大和総研政策調査部長）は、共通事業所の集計値について、世の中全体の賃金ではない旨の発言をしている。

第198回国会衆議院予算委員会公聴会議録第1号18-19頁（平31.2.26）

鈴木公述人（株式会社大和総研政策調査部長）

（略）

それで、もともと毎勤は、しかし、三年ごとのサンプル入れかえで非常に段差が生じるとか、ベンチマーク更新で段差が生じるという非常に使いにくい統計だというのは昔から実感していることでありまして、そこはきちんと段差調整をしていた。

そういう意味では、ローテーションサンプリングを導入されたということは大歓迎なんですけれども、今回、新旧指数をそのまま接続したということについては、ユーザーとして、伸び率としては一年で消える話ではありますが、非常に困る。

これは、何というんでしょう、そういうものだということをきちんとやはり明らかに、透明にさせていただいて、統計というのはブレイクがあるということはよくある話でありまして、これは明らかにここにブレイクがあったということでありまして、本系列の伸び率というのは相当割り引いて見ないといけないという認識でもともとあります。

かといって、共通事業所というの、これも単にずっと調べている事業所の伸びですので、これも世の中の真実とは違うというふうに私は

思います。

そういう意味では、どこにも真実がないという状況は非常にまずいと思うんですけども、ここは、一統計利用者として、仕事で統計を利用している者としては、まさにそこをどういうふうに解釈し、あるいはどういうふうに数字を読むのかという、これは統計利用者側の統計リテラシーが問われている、そういう状況かなというふうに思っております。

(略)

それで、今の御質問の実質賃金については、確かに、共通事業所ベースについて、何らかの物価を持ってきて機械的に計算すれば、プラス、マイナスということはいろいろなことが言えると思いますけれども、共通事業所についても、これは単に、ずっと継続的に調査しているサンプルの伸び率でしかございませんから、そうすると世の中全体の賃金ではないということ、お答えとしては、わからないということだと思っております。

(注)下線は衆議院調査局による。

平成31年3月12日の参議院予算委員会公聴会において、川口大司公述人（東京大学大学院経済学研究科教授）は、共通事業所の集計値について、過去の賃金の伸びとサバイバル確率の検証等の必要がある旨の発言をしている。

第198回国会参議院予算委員会公聴会会議録第1号2-3頁（平31.3.12）
川口公述人（東京大学大学院経済学研究科教授）

(略)

それと、共通事業所のこの賃金変化なんですけれども、連続して調査されている、こういう事業所の賃金変化だけを見てもいいかどうかということが話題になっています。このときに問題になり得るのは、一年後、今年調査されてまた一年後にも調査される事業所というのは、基本的にその事業を継続している事業所ということになりますので、ここに母集団からずれというものが発生することになります。

それで、一年目に調査対象になったところで、二年目にその調査対象になったところと二年目には消えてしまったところの賃金の比較とい

うのをその検討会では行っているんですけども、その結果を見てみると、二年目に残っている事業所の方が一年目時点での平均賃金が高いというようなことが分かっています。で、全体を代表するようなサンプルというのを共通事業所から取ることが難しい部分もあるということが分かっています。分らないのは、共通事業所の賃金の伸びが全体の伸びと比べて高いか低いかというのが、二年目の賃金水準が分からないわけですから分からないというような問題がございます。ですので、過去の賃金の伸びと、例えば事業所のサバイバル確率の検証といったようなことが必要になってくるのかなというふうに思います。

それで、今までの話が名目の話なんですけれども、実質化の話もございまして、実質化というのは、基本的には簡単な話で、名目賃金の伸びから物価水準の伸びを引いたものが実質ということになります。

(略)

最後にまとめさせていただくと、なかなか、賃金が伸びているかどうかということを計算するのは技術的にいろんな難しい問題があって、一つこの数字で賃金の伸びが表現されているんですよということなかなか難しいと。どういうことが必要かという、この生のデータに恐らく立ち戻って、いろんな計算の仕方があるので、それぞれの仮定に基づいた計算の仕方の数字というのを出して、どの数字が望ましい数字なのかということを議論していくということが、迂遠ですけども、必要なのではないかなというふうに思っております。

(注)下線は衆議院調査局による。

明石順平弁護士は、著書¹⁷において、共通事業所の集計値の特性について、「本系列に比べてサンプル数が少ない等の問題点があるのは確かである」が、「統計委員会でとくに議論が済んでいる」としている。

(2) 統計委員会が求める景気指標としての賃金変化率との関係

統計委員会は、「労働者全体の賃金の水準は本系列、景気指標としての賃金変化率は共通事業所を重視していく」ことが適切としている¹⁸。

¹⁷ 明石順平『国家の統計破壊』集英社インターナショナル（2019）56頁

¹⁸ 第126回統計委員会（平成30年9月28日）資料7-1「毎月勤労統計の利用事例等に

景気指標として共通事業所の集計値を参考提供することの趣旨について、「平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（未諮問基幹統計確認関連分）」（平成28年3月22日統計委員会）では、本編の「II 審議結果（確認結果）」「5 横断的な課題への対応」の「（2）景気統計として見るときの留意点」に、次のとおり記載されている。

標本調査では、標準誤差や標本替えの際の旧標本と新標本の集計値の断層が大きくなる場合がある。また、報告者の協力意識の低下や共働き世帯・単身世帯の増加など統計調査を実施する環境が厳しさを増す中で、回収標本に偏りが生じることが現に発生している。こうした問題に対処することが喫緊の課題であることは前述したとおりだが、特に景気動向を捉える上では、問題が生じる可能性が示唆されている。

これらの統計の中には、景気動向を把握する上でも広く利用されているものがある。こうした統計に対しては、景気判断指標として望ましい在り方についての要請があり、それに対応していくことは重要である。特に、現在のような低成長の下では、標準誤差、標本替えに伴う断層、回収標本の偏り等の影響で、増減率がプラスからマイナスに、逆にマイナスからプラスに振れるなど、景気判断に無視できない影響を及ぼす可能性も否定できない。そうした状況の下で高まる精度の要求水準を達成することについては、現在のままの一時点の経済状況を把握することを目的とする標本調査には限界もある。

そこで、従来公表してきた系列に加えて、前期から今期にかけて継続して取られている継続標本から作成した系列を参考提供することの検討など、景気判断指標としてよりふさわしい指標の充実を図る必要がある。景気判断指標としては、同一企業の設備投資や収益の変化、同一事業所の賃金の変化、同一家計の消費支出の変化を把握することも重要であり、継続標本を利用した系列は、一時点での経済状況の指標としては多少のバイアスがあったとしても、実感にあった景気変動をとらえたいというニーズに応えるものとして有用である。

さらに、統計作成府省は、当該統計の目的や統計の特性（標本誤差、調査実施状況、歪度や尖度など標本分布等の情報など）の詳細な情報を提供し、当該統計をより理解しやすい環境を整えるとともに、景気統計として

統計を用いる利用者は、これらの情報を十分認識した上で、必要な統計を取捨選択して、利用することが必要である。

(注)下線は衆議院調査局による。

平成28年3月24日には、経済財政諮問会議において、西村統計委員会委員長が、提出資料において、横断的課題への対応として、「調査対象を入れ替える時に断層が生じにくい、継続して調査する対象から作成した系列の参考提供など、景気判断によりふさわしい指標の充実を図る」と提示するとともに、次のとおり発言している。

景気指標として多数の人々が実感するのは、自分の事業所の平均賃金が上がったのか、自分の企業の投資が増加したのかである。つまり同じ事業所の平均賃金の変化、同じ企業の投資の変化になる。これに対応しているのは、サンプルを継続して調べている継続サンプルによる指標であるので、景気を表わす統計としては、統一的に参考の指標として提示するということをしていきたい。

また、共通事業所の集計値を参考提供する理由について、西村統計委員会委員長は、平成31年4月9日の衆議院総務委員会において、次のとおり説明している。

第198回国会衆議院総務委員会議録第11号3-4頁(平31.4.9)

西村参考人(統計委員会委員長)

景気指標という点が重要でありまして、景気指標を考えるときには、人々の賃金の変化というのの実態を見るときに、やはり同一事業所、本来ならば同一の労働者の賃金を見たいんですが、なかなかそれが難しいので、同一事業所という形で、同一事業所の変化を見るという形が実感に一番近いだろう、そしてそれが、その実感に近いということが、景気がどういう状況になっているのかということ判断するとき、非常に重要な情報を、政策当局、日銀とか、その他必要な政策を考えなきゃいけない当局に重要な提供を、与えるということから、共通事業所というもののその重要性というものを強調して、それを入れるような形にしたということがもともとの発端であります。

(注)下線は衆議院調査局による。

これらの統計委員会の報告書や西村統計委員会委員長の説明を踏まえると、統計委員会が求める景気指標としての賃金変化率は、実感に一番近いものとしての同一事業所の変化率であり、従来公表してきた系列に加えて景気判断指標としてよりふさわしい指標の充実を図るものとしていること、また、「一時点での経済状況の指標としては多少のバイアスがあったとしても、実感にあった景気変動をとらえたいというニーズに応えるものとして有用である」としていることから、共通事業所の特性として指摘されていることについて、一定程度は前提にしていると考えられる。

他方で、西村統計委員会委員長は、平成31年4月9日の衆議院総務委員会において、共通事業所の賃金の実質化について、誤差を定量的に分析してどこまで考慮するかというのは、統計作成者である厚生労働省の判断であり、その際には、透明性を確保するために十分な情報提供がされることが重要である旨の説明をしている。

第198回国会衆議院総務委員会議録第11号4-5頁（平31.4.9）

西村参考人（統計委員会委員長）

（略）

だから、そういったものを含めて問題点がある、誤差という問題点がある。これは、本系列も、それから共通事業所系列についても同じようにある。もちろん程度の差はありますけれども、同じようにあるということになります。

この誤差の差というのを定量的に分析してどこまで考慮するかというのは、これは、私が統計をつくっているわけじゃありませんので、統計作成者の判断という形になりますが、それは厚生労働省の判断という形になると思います。

その際に重要なのは、定量的であるということが重要で、やはり、こうすればこういうような差が出てくる、例えば共通事業所の系列から得られる誤差の大きさ、それから本系列から出てくる誤差の大きさ、この誤差というのは何に対する誤差かということが重要ですね。この場合の誤差というのが重要だというのは、先ほど申し上げました、それぞれの個人、本来ならば個人の賃金がどう変化したか、その変化をしたということをおい

推計しているわけですから、その推計に関しての誤差の大きさ、それを比較するということが重要になるわけです。

だから、サンプルが例えば小さいから誤差が大きくなるというのは原則的にはそうですが、この場合には、単純にサンプルの小ささというよりも、例えば、変化ですので、同じものを共通でとっているかどうか、その間の、同じものをとっている間の、逢坂先生ならおわかりになると思いますが、いわば相関係数が、時間相関が非常に重要な役割を果たすんですね。そういったものを含めた形で、きちんと定量的な評価をしていただきたい。

そういうことによって初めて、どっちが本当にいいのかとか、それから、もっとよくするためにはこの二つを組み合わせた方がいいじゃないか、私自身は組み合わせた方がいいと思っておりますけれども、そういったものが判断ができるようになるわけです。

それを厚生労働省側の方できちんとしていただいて、その際に、先ほど申し上げましたように、透明性を確保するためにきちんとした十分な情報提供がされるということが重要だというふうに思っております。

(注)下線は衆議院調査局による。

なお、西村統計委員会委員長は、衆議院予算委員会及び総務委員会において、実質賃金は、毎月勤労統計から集計されている名目賃金の原データから加工されて得られる分析データであり、統計作成者（厚生労働省）の判断で作成されているとして、統計委員会の審議の対象に位置づけられていないと認識していると述べている。また、景気指標としての実質賃金について、本来ならばもらった賃金の購買力である実質賃金が景気の実感になるが、特にインフレがない状況では、名目賃金の方が景気の実感に近いということも言われていると説明するとともに、統計委員会委員長としてではなく、個人的な意見としては、データはたくさんあった方が総合的に物事を判断することができるため、利用者の用途に応じていろいろな実質賃金の系列があることは望ましいと説明している。

第198回国会衆議院予算委員会議録第6号18頁（平31.2.13）

西村参考人（統計委員会委員長）

（略）

実質賃金というのは、もともと、毎月勤労統計から集計されている名目データの原データから加工されたデータの分析データという形になりますので、統計委員会としては、これは審議の対象にするものという事は位置づけられていないというふうに認識しております。

第198回国会衆議院総務委員会議録第3号41頁（平31.2.19）

西村参考人（統計委員会委員長）

（略）

実質賃金は、毎月勤労統計で集計される名目賃金の原データから加工されて得られる分析データであり、これはあくまでも統計作成者の判断で作成されているというふうに考えています。これは、厚生労働省では有識者の会議を立ち上げてこれの検討をするということを聞いておりますので、その報告を受けると聞いています。

この際に二つの点を考慮していきたいと実は思っています、一つは、実質賃金は名目賃金を物価指数で割ったものですから、概念的には難しくありません。したがって、目的に応じてどの名目賃金の系列とどの物価指数の系列を使うかということが論点になりますので、この点について透明性を確保して、その妥当性を検証できるようにすることが大切だと思っています。

それから第二は、賃金統計は一国の経済統計の根幹ですので、国際比較可能性ということについても十分配慮すると思っておりますので、過不足ない情報公開が必要だというふうに考えています。

第198回国会衆議院総務委員会議録第11号4, 6-7頁（平31.4.9）

西村参考人（統計委員会委員長）

（略）

経済学的に考えれば、実質賃金というのは、賃金、もらった賃金の実質購買力、実質購買力とは何かというと、その賃金をもらって、どれだけの財やサービスを買えるかということになるわけですね。だから、それが本来ならば実感になるんですが。よく言われていることは、実質購買力というのはなかなかわかりにくいということで、特にインフレがないような状況のときというのは、どちらかというと名目賃金の方が景気の実感に近いということも言われていることも事実であります。

だから、経済学的に考えれば、これは実質賃金という形になりますが、エコノミストの方々の中には、より目で見える、名目値を重視する方もたくさんいらっしゃるということでもあります。

(略)

利用者の用途に応じていろいろな実質賃金の系列があるということは、私は望ましいことだというふうに考えております。

したがいまして、これは原則的なことですが、原則的に言えば、やはりデータというのはたくさんあった方が総合的に物事を判断することができます。残念ながら、これだけを見ていればいいという指数とか系列というのは、そういうのはありません。

どうしてかといいますと、どんなデータもいろいろな誤差を含み、統計的な誤差も含みますし、それから非統計的な誤差、これは非標本誤差といいますけれども、そういった、回答しない人がいたり、それからうそを書いたりした人がいたり、そういうことがありますから、そういったものを含めた形で、いろいろな形でぶれますので、そのぶれの中で適切なものを利用者が判断する、この場合、利用者というのは、エコノミストであったり、それから政策当局がある、ということが私は重要だと思っています。

もっと重要なのは、どうしてそういう判断をしたかということを明確に説明できる。これは、単に説明しているというんじゃなくて、説明できる、説明を納得してもらう、そういうきちんとしたフレームワークを示すということが私は非常に大切なことだと思っています。

~~~~~

奥野総一郎委員

(略)

先ほどの委員長の御発言によれば、景気の判断には同一事業所を、できれば同じ労働者の個人の賃金の変化を見るのがいいんだけど、それが難しいので同一事業所、共通事業所系列を見ていくということがよいのではないか、しかし、その共通事業所系列も、実質なのか名目なのかという議論はあるけれども、いろいろな視点から見るために、実質賃金についても共通事業所系列のデータがあった方がいいんじゃないか、こうおっしゃっていたと思われませんが、それでよろしいでしょうか。

西村参考人（統計委員会委員長）

それで結構です。

奥野総一郎委員

ここで確認をしたいんですが、共通事業所系列に基づく実質賃金、名目の実質賃金化というデータを、統計委員長として厚生労働省に求めているんでしょうか、あるいは個人的な意見をおっしゃっているだけなんですか。

実質賃金の、共通事業所系列の名目賃金の実質化、実質データを、厚生労働省に統計委員長として作成を求めていらっしゃるのか、それとも個人的な意見なのか、どちらでしょうか。

西村参考人（統計委員会委員長）

今の私のお話は、個人的な意見です。

（略）

できる、できないというのは、基本的には誤差の大きさに依存します。したがって、例えば、本系列の実質化で得られる本系列を使った同一の事業所の変化の推計と、それから共通事業所を使った同一事業所の系列の変化の推計とでどのくらい誤差が違ってくるのかということをきちんと定量的に把握して、そしてそれが十分に説得できるくらい大きさであるという形であるならば、それは使えるという形になりますが、やってみないとわからないので、それはきちんとやってくださいというふうに私は個人的にはお願いしたいというふうに思っています。

（注）下線は衆議院調査局による。

## 第4 關係資料



## 1 毎月勤労統計（全国調査）の概要

### 調査概要

#### ○調査目的

毎月勤労統計は、月々の賃金、労働時間、雇用の変化を迅速に把握することを目的とする。

#### ○調査内容・調査対象事業所数

- ・常用労働者5人以上雇用する事業所の雇用、給与及び労働時間について毎月の変動を把握。
- ・常用労働者5人以上の約190万事業所（経済センサス-基礎調査）から抽出した約33,000事業所を調査。

#### ○公表しているもの

- ・**賃金**（現金給与総額、きまって支給する給与、所定内給与、所定外給与、特別に支払われた給与）
- ・**労働時間**（総労働時間、所定内労働時間、所定外労働時間、出勤日数）
- ・**常用労働者数**

(※) 現金給与総額、総労働時間、常用労働者数等については、時系列比較に資するよう、2015年=100とした場合の指数も作成・公表している。

#### ○調査の方法

- ・500人以上事業所：全数調査
- ・30～499人事業所：標本調査  
(毎年1/3ずつサンプル入替（2020年～）)  
(※) 平成30～31年までは経過措置として1/2ずつ入替
- ・5～29人事業所：標本調査（半年に1/3ずつサンプル入替）

### 抽出方法等

#### (1)抽出方法

・30～499人事業所については、事業所母集団データベースの年次フレームに基づいて作成した事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、そこから産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出。

標本抽出は、平成30年1月分以降、毎年、最新の年次フレームに基づいて行う。

・5～29人事業所については、二段抽出法によって抽出。第一段は、センサスの「調査区」（約22万区）に基づき全国を約7万に分けて設定した毎勤調査区を母集団フレームとし、抽出に当たって、これを5の層に分け各層ごとに所定の抽出率によって調査区を抽出。第二段は、抽出した調査区について、あらかじめ、5～29人規模事業所の名簿を作成し、次に、この名簿から産業別に標本事業所を無作為に抽出。

#### (2) 標本設計

標本設計は、**常用労働者一人当たり平均の「きまって支給する給与」の標本誤差が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるよう**に行っている。

|       | 100～499人 | 30～99人 | 5～29人 |
|-------|----------|--------|-------|
| 産業大分類 | 2%       | 2%     | 2%    |
| 中分類   | 3%       | 3%     | 3%    |

#### (3) 標本の追加指定

30～499人事業所については、廃止事業所や30人未満へ規模縮小となった事業所の補充を行うため、毎年1月、最新の年次フレームの事業所から抽出し、追加指定を行う。

## 2 毎月勤労統計調査全国調査票（第一種事業所用）

### 様式第1号（第9条関係）

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。  
(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)

-----日-----

2 調査期間はいつからいつまででしたか、(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1カ月間です。)

-----月-----日から-----月-----日まで

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。

-----日-----

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(貴企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

(1) 1,000人以上 (4) 30~99人  
 (2) 300~999人 (5) 5~29人  
 (3) 100~299人

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めずに、又は1ヵ月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。

パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者よりも少ない者です。



## 毎月勤労統計調査全国調査票 (第一種事業所用)



### 厚生労働省

年 月 分

|        |         |        |       |          |         |
|--------|---------|--------|-------|----------|---------|
| 都道府県番号 | 事業所一連番号 | 産業分類番号 | 抽出率番号 | ※事業所規模番号 | ※企業規模番号 |
|        |         |        |       |          |         |

※印刷は記入しないでください。

| 性別           | 5 常用労働者数             |                         |                            |                      | 6 出勤日数                                                           | 7 実労働時間数<br>(休憩時間は含まないでください。) |                           | 8 現金給与額 (税込み額です。)                                              |                                          |
|--------------|----------------------|-------------------------|----------------------------|----------------------|------------------------------------------------------------------|-------------------------------|---------------------------|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
|              | (1) 前調査期間の末日は何人でしたか。 | (2) 採用、転入等による増加は何人でしたか。 | (3) 解雇、退職、転出等による減少は何人でしたか。 | (4) 本調査期間の末日は何人でしたか。 | (1) 実際に出勤した日の合計は延べ何日でしたか。(有給休暇は含まないでください。1時間でも出勤した日は1日に数えてください。) | (1) 所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。     | (2) 所定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。 | (1) きまって支給する給与の総額はいくらでしたか。(労働協約、就業規則等に支給条件、算定方法等が定められている給与です。) | (2) うち、超過労働給与の総額はいくらでしたか。(残業手当、深夜手当等です。) |
| 男            | 人                    | 人                       | 人                          | 人                    | 日                                                                | 時間                            | 時間                        | 千円                                                             | 千円                                       |
| 女            |                      |                         |                            |                      |                                                                  |                               |                           | 千円                                                             | 千円                                       |
| 計            |                      |                         |                            |                      |                                                                  |                               |                           | 千円                                                             | 千円                                       |
| うち、パートタイム労働者 |                      |                         |                            |                      |                                                                  |                               |                           | 千円                                                             | 千円                                       |

◎ 計のうち、パートタイム労働者分について記入してください。

9 変動状況 [ 調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。 ]

|   |                      |
|---|----------------------|
| 1 | 定昇を実施した。             |
| 2 | ベースアップを実施した。         |
| 3 | 残業短縮、一時休業を実施した。      |
| 4 | 休日・休業、営業等の事業活動を行った。  |
| 5 | 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。 |
| 6 | 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。  |

10 備考 [ 本月分の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。 ]

|          |       |
|----------|-------|
| 記入担当者氏名  | 年 月 日 |
| 調査票提出年月日 |       |

この調査票は、10日までに提出してください。

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。

この調査の対象となった事業所の方々は統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

### 3 毎月勤労統計の用語の定義

#### 1 現金給与額

賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、含まれない。

- ・現金給与総額

以下に述べるきまって支給する給与と特別に支払われた給与の合計額。

- ・きまって支給する給与（定期給与）

労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。

- ・所定内給与

きまって支給する給与のうち次の所定外給与以外のもの。

- ・所定外給与（超過労働給与）

所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

- ・特別に支払われた給与（特別給与）

労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。

- ① 夏冬の賞与、期末手当等の一時金
- ② 支給事由の発生が不定期なもの
- ③ 3か月を超える期間で算定される手当等（6か月分支払われる通勤手当など）
- ④ いわゆるベースアップの差額追給分

#### 2 実労働時間、出勤日数

労働者が実際に労働した時間数及び実際に出勤した日数。休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。

- ・総実労働時間数

次の所定内労働時間数と所定外労働時間数の合計。

- ・所定内労働時間数

労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数のことである。

- ・所定外労働時間数

早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。

- ・出勤日数

業務のため実際に出勤した日数。1時間でも就業すれば1出勤日とする。

#### 3 常用労働者

常用労働者とは、

- ① 期間を定めずに雇われている者
- ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者のいずれかに該当する者のことをいう。

- ・一般労働者

常用労働者のうち、次のパートタイム労働者以外の者

- ・パートタイム労働者

常用労働者のうち、

- ① 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
- ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者のいずれかに該当する者のことをいう。

資料出所：厚生労働省ホームページ「毎月勤労統計調査について」（用語の解説）

#### 4 第3の2(2)において「本調査で用いる算出方法」による計算に用いたデータ

##### ①式による計算に用いたデータ

(平成28年1月～12月分)

|         | 本月の名目賃金<br>の実数 (円) | 前年同月の名目<br>賃金の実数<br>(円) | 本月のCPI<br>(H22=100) | 前年同月のCPI<br>(H22=100) | 実質賃金の前年<br>同月比 (%)<br>(計算結果) |
|---------|--------------------|-------------------------|---------------------|-----------------------|------------------------------|
| H28. 1  | 270, 514           | 270, 350                | 103. 9              | 103. 9                | 0. 1                         |
| H28. 2  | 263, 593           | 261, 517                | 104. 1              | 103. 7                | 0. 4                         |
| H28. 3  | 280, 119           | 276, 092                | 104. 2              | 104. 2                | 1. 5                         |
| H28. 4  | 275, 384           | 275, 426                | 104. 4              | 104. 7                | 0. 3                         |
| H28. 5  | 270, 560           | 270, 466                | 104. 6              | 105. 1                | 0. 5                         |
| H28. 6  | 436, 518           | 429, 884                | 104. 3              | 104. 8                | 2. 0                         |
| H28. 7  | 375, 032           | 370, 680                | 104. 1              | 104. 7                | 1. 8                         |
| H28. 8  | 273, 535           | 273, 094                | 104. 2              | 104. 9                | 0. 8                         |
| H28. 9  | 266, 367           | 266, 087                | 104. 3              | 105. 0                | 0. 8                         |
| H28. 10 | 268, 340           | 267, 957                | 105. 0              | 104. 9                | 0. 0                         |
| H28. 11 | 277, 549           | 276, 111                | 104. 9              | 104. 5                | 0. 1                         |
| H28. 12 | 552, 634           | 548, 431                | 104. 8              | 104. 4                | 0. 4                         |

注1：「名目賃金の実数」には、政府統計の総合窓口 (e-Stat) の「毎月勤労統計調査 全国調査 長期時系列表 実数・指数累積データ (再集計値)」(公開 (更新) 日：2019年5月31日) の「一人平均月間現金給与総額 (整数)」(実数関連：データ13) のデータを用いている。

2：「CPI」には、政府統計の総合窓口 (e-Stat) の「消費者物価指数 平成22年基準消費者物価指数 長期時系列データ 品目別価格指数 全国 月次 持家の帰属家賃を除く総合」(公開 (更新) 日：2017年1月27日) のデータを用いている。

(毎月勤労統計では、平成29年1月の基準時更新により、名目賃金指数及び実質賃金指数は平成27年基準に過去に遡及して改訂されているが、増減率については改訂されず、平成28年12月以前の増減率は平成22年基準で作成されたものとなっているため。)

(平成29年1月～平成30年12月分)

|        | 本月の名目賃金<br>の実数 (円) | 前年同月の名目<br>賃金の実数<br>(円) | 本月のCPI<br>(H27=100) | 前年同月のCPI<br>(H27=100) | 実質賃金の前年<br>同月比 (%)<br>(計算結果) |
|--------|--------------------|-------------------------|---------------------|-----------------------|------------------------------|
| H29.1  | 271,855            | 270,514                 | 100.0               | 99.5                  | 0.0                          |
| H29.2  | 264,321            | 263,593                 | 99.9                | 99.5                  | -0.1                         |
| H29.3  | 280,237            | 280,119                 | 100.0               | 99.7                  | -0.3                         |
| H29.4  | 276,950            | 275,384                 | 100.4               | 99.9                  | 0.1                          |
| H29.5  | 272,674            | 270,560                 | 100.6               | 100.0                 | 0.2                          |
| H29.6  | 437,822            | 436,518                 | 100.4               | 99.9                  | -0.2                         |
| H29.7  | 373,274            | 375,032                 | 100.2               | 99.7                  | -1.0                         |
| H29.8  | 275,364            | 273,535                 | 100.5               | 99.7                  | -0.1                         |
| H29.9  | 268,931            | 266,367                 | 100.8               | 99.8                  | 0.0                          |
| H29.10 | 269,385            | 268,340                 | 100.8               | 100.5                 | 0.1                          |
| H29.11 | 280,345            | 277,549                 | 101.2               | 100.5                 | 0.3                          |
| H29.12 | 557,195            | 552,634                 | 101.5               | 100.3                 | -0.4                         |
| H30.1  | 273,961            | 271,855                 | 101.7               | 100.0                 | -0.9                         |
| H30.2  | 266,460            | 264,321                 | 101.7               | 99.9                  | -1.0                         |
| H30.3  | 285,151            | 280,237                 | 101.3               | 100.0                 | 0.4                          |
| H30.4  | 277,657            | 276,950                 | 101.2               | 100.4                 | -0.5                         |
| H30.5  | 276,517            | 272,674                 | 101.4               | 100.6                 | 0.6                          |
| H30.6  | 450,166            | 437,822                 | 101.2               | 100.4                 | 2.0                          |
| H30.7  | 378,149            | 373,274                 | 101.3               | 100.2                 | 0.2                          |
| H30.8  | 276,951            | 275,364                 | 102.0               | 100.5                 | -0.9                         |
| H30.9  | 270,601            | 268,931                 | 102.2               | 100.8                 | -0.8                         |
| H30.10 | 272,226            | 269,385                 | 102.5               | 100.8                 | -0.6                         |
| H30.11 | 285,192            | 280,345                 | 102.2               | 101.2                 | 0.7                          |
| H30.12 | 565,757            | 557,195                 | 101.9               | 101.5                 | 1.1                          |

注1：「名目賃金の実数」には、政府統計の総合窓口（e-Stat）の「毎月勤労統計調査 全国調査 長期時系列表 実数・指数累積データ（再集計値）」（公開（更新）日：2019年5月31日）の「一人平均月間現金給与総額（整数）」（実数関連：データ13）のデータを用いている。

2：「CPI」には、政府統計の総合窓口（e-Stat）の「消費者物価指数 2015年基準消費者物価指数 長期時系列データ 品目別価格指数 全国 月次 持家の帰属家賃を除く総合指数」（公開（更新）日：2019年5月24日）のデータを用いている。

## ②式による計算に用いたデータ

(平成28年 1月～12月分)

|         | 名目賃金の<br>前年同月比<br>(%) | CPIの<br>前年同月比<br>(%) | 実質賃金の<br>前年同月比<br>(%)<br>(計算結果) |
|---------|-----------------------|----------------------|---------------------------------|
| H28. 1  | 0. 0                  | 0. 0                 | 0. 0                            |
| H28. 2  | 0. 8                  | 0. 4                 | 0. 4                            |
| H28. 3  | 1. 5                  | 0. 0                 | 1. 5                            |
| H28. 4  | 0. 0                  | -0. 3                | 0. 3                            |
| H28. 5  | 0. 1                  | -0. 5                | 0. 6                            |
| H28. 6  | 1. 5                  | -0. 5                | 2. 0                            |
| H28. 7  | 1. 2                  | -0. 5                | 1. 7                            |
| H28. 8  | 0. 1                  | -0. 6                | 0. 7                            |
| H28. 9  | 0. 1                  | -0. 6                | 0. 7                            |
| H28. 10 | 0. 2                  | 0. 1                 | 0. 1                            |
| H28. 11 | 0. 6                  | 0. 4                 | 0. 2                            |
| H28. 12 | 0. 8                  | 0. 4                 | 0. 4                            |

注1：「名目賃金の前年同月比」には、政府統計の総合窓口（e-Stat）の「毎月勤労統計調査 全国調査 長期時系列表 実数・指数累積データ（再集計値）」（公開（更新）日：2019年5月31日）の「現金給与総額指数」（指数関連：データ13）のデータを用いている。

注2：「CPIの前年同月比」には、政府統計の総合窓口（e-Stat）の「消費者物価指数 平成22年基準消費者物価指数 長期時系列データ 品目別価格指数 全国 月次 持家の帰属家賃を除く総合 前年同月比」（公開（更新）日：2017年1月27日）のデータを用いている。

（毎月勤労統計では、平成29年1月の基準時更新により、名目賃金指数及び実質賃金指数は平成27年基準に過去に遡及して改訂されているが、増減率については改訂されず、平成28年12月以前の増減率は平成22年基準で作成されたものとなっているため。）

(平成29年1月～平成30年12月分)

|        | 名目賃金の<br>前年同月比<br>(%) | CPIの<br>前年同月比<br>(%) | 実質賃金の<br>前年同月比<br>(%)<br>(計算結果) |
|--------|-----------------------|----------------------|---------------------------------|
| H29.1  | 0.6                   | 0.6                  | 0.0                             |
| H29.2  | 0.2                   | 0.4                  | -0.2                            |
| H29.3  | 0.0                   | 0.3                  | -0.3                            |
| H29.4  | 0.6                   | 0.5                  | 0.1                             |
| H29.5  | 0.7                   | 0.5                  | 0.2                             |
| H29.6  | 0.4                   | 0.5                  | -0.1                            |
| H29.7  | -0.5                  | 0.6                  | -1.1                            |
| H29.8  | 0.7                   | 0.8                  | -0.1                            |
| H29.9  | 0.9                   | 0.9                  | 0.0                             |
| H29.10 | 0.4                   | 0.3                  | 0.1                             |
| H29.11 | 1.0                   | 0.7                  | 0.3                             |
| H29.12 | 0.8                   | 1.3                  | -0.5                            |
| H30.1  | 0.7                   | 1.7                  | -1.0                            |
| H30.2  | 0.8                   | 1.8                  | -1.0                            |
| H30.3  | 1.8                   | 1.3                  | 0.5                             |
| H30.4  | 0.2                   | 0.8                  | -0.6                            |
| H30.5  | 1.4                   | 0.8                  | 0.6                             |
| H30.6  | 2.8                   | 0.8                  | 2.0                             |
| H30.7  | 1.4                   | 1.1                  | 0.3                             |
| H30.8  | 0.6                   | 1.5                  | -0.9                            |
| H30.9  | 0.7                   | 1.4                  | -0.7                            |
| H30.10 | 1.1                   | 1.7                  | -0.6                            |
| H30.11 | 1.7                   | 1.0                  | 0.7                             |
| H30.12 | 1.5                   | 0.3                  | 1.2                             |

注1：「名目賃金の前年同月比」には、政府統計の総合窓口（e-Stat）の「毎月勤労統計調査 全国調査 長期時系列表 実数・指数累積データ（再集計値）」（公開（更新）日：2019年5月31日）の「現金給与総額指数」（指数関連：データ13）のデータを用いている。

注2：「CPIの前年同月比」には、政府統計の総合窓口（e-Stat）の「消費者物価指数 2015年基準消費者物価指数 長期時系列データ 品目別価格指数 全国 月次 持家の帰属家賃を除く総合指数 前年同月比」（公開（更新）日：2019年5月24日）のデータを用いている。

5 毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会  
中間的整理

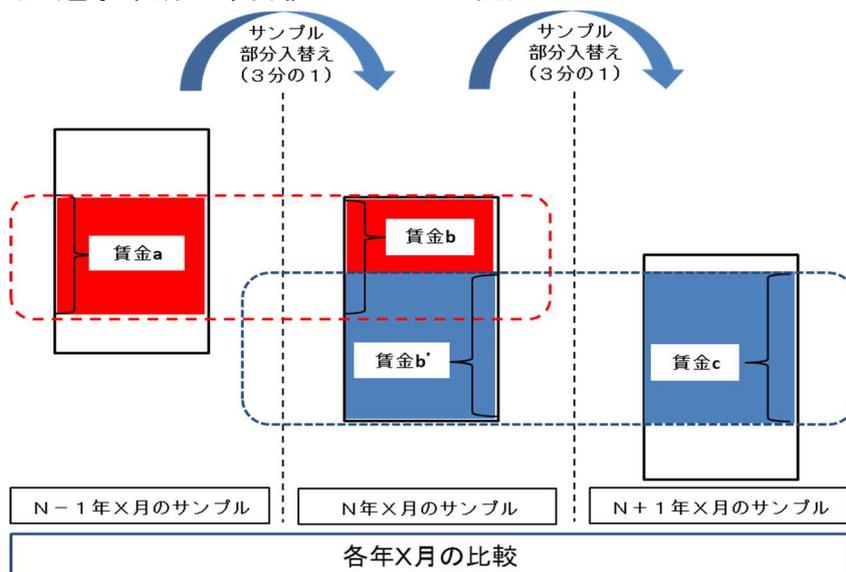
平成 31 年 3 月 29 日

1 「共通事業所の集計値」とは

- 毎月勤労統計において「本系列」として公表されている数値は、我が国の常用労働者 5 人以上規模のすべての事業所を母集団として、無作為抽出に基づき算出されているものであり、日本の経済全体の賃金や労働時間等の水準やその動きを表している指標である。
- したがって、「本系列」は、経済構造の変化に伴う動きも反映され、それらを含めた我が国の賃金等の指標であり、時系列比較も可能な統計であることから、名目賃金指数及び実質賃金指数を作成・公表している。
- ただし、サンプル入替時や、基準とする事業所規模・産業別の労働者構成割合の見直し（労働者のウェイト変化）の際には、一時的な断層（ギャップ）が発生する。
- この影響を除去した短期的な賃金等の動向を見るために、同一の事業所の前年同月比を参考値として公表しているものが、「共通事業所の集計値」である。景気指標として多数の人々が実感するのは、自分の事業所の平均賃金の変化であるとの指摘があり、共通事業所はそれに対応した指標でもある。
- 具体的な集計方法は、
  - ①調査対象事業所の部分入れ替え
  - ②産業構造の変化等に伴う労働者のウェイトの変化の影響を除いたものとするよう、1 年前と当月の両方で回答している調査対象（共通事業所）のみに限定し、1 年前と当月の労働者のウェイトを同一のものとして集計して、前年同月比を算定している。従来は、事業所規模 30～499 人以下については、2～3 年ごとにサンプルを総入替していたものを、平成 30 年 1 月に、部分入替（ローテーション・サンプリング）方式に変更したことから、集計が可能となった。
- 「共通事業所の集計値」は、前年同月比という 1 年間の動きに限定して集計することを目的としているので、1 年前と当月の両方で回答している調査対象のみを対象としている。このため、前年と比較するか、翌年と比較するかで、当月の集計対象事業所が異なり、その結果、各年各月において 2 つの実数が併存することとなる。また、あくまでも前年同月との比較をする目的のため、当月と翌月との比較においては、それぞれで 1 年前と両方に回答しているという制約があることから、両者は異なる事業所群となっている。
- 以上のような限定的な集計値であるため、「本系列」のような長期的な時系列比較が可能な指標とはなっていない。

- こうしたことから、「共通事業所」については、名目賃金額及び前年同月比のみ公表しており、名目賃金指数や実質賃金指数については、これまで作成していない。

(共通事業所の集計値のイメージ図)



(共通事業所の集計値)

|     | 共通事業所の集計値 |                    |         |       |       |
|-----|-----------|--------------------|---------|-------|-------|
|     | 実額        |                    |         | 前年同月比 |       |
|     | 平成28年     | 平成29年              | 平成30年   | 平成29年 | 平成30年 |
| 1月  | 268,258   | 272,965<br>276,964 | 277,697 | 1.8   | 0.3   |
| 2月  | 263,248   | 263,537<br>266,618 | 268,842 | 0.1   | 0.8   |
| 3月  | 278,777   | 279,747<br>284,826 | 288,135 | 0.3   | 1.2   |
| 4月  | 275,615   | 278,802<br>280,402 | 281,553 | 1.2   | 0.4   |
| 5月  | 271,342   | 273,001<br>276,408 | 277,302 | 0.6   | 0.3   |
| 6月  | 437,441   | 440,253<br>445,035 | 451,154 | 0.6   | 1.4   |
| 7月  | 373,904   | 373,363<br>377,481 | 380,165 | -0.1  | 0.7   |
| 8月  | 272,356   | 275,883<br>274,845 | 277,199 | 1.3   | 0.9   |
| 9月  | 266,316   | 269,465<br>270,527 | 270,801 | 1.2   | 0.1   |
| 10月 | 269,144   | 270,424<br>270,722 | 273,197 | 0.5   | 0.9   |
| 11月 | 278,093   | 282,131<br>283,606 | 286,339 | 1.5   | 1.0   |
| 12月 | 556,123   | 563,960<br>564,661 | 575,980 | 1.4   | 2.0   |

## 2 実質化に向けた論点の検討状況

毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会（以下「検討会」という。）での実質化（※）に向けた論点の検討状況は、以下の通りである。なお、第3回検討会においては、有識者からのヒアリングを実施した。

（※）実質化とは、時価で表示した価額（名目値）の動きから価格変動の影響を取り除くこと

論点1 実質化を検討するに当たり、「本系列」と「共通事業所の集計値」の特性をどう考えるか。

（これまでの議論）

### (1) 「共通事業所」のサンプル特性について

- 「本系列」が無作為抽出であることに対して、1年前と当月の両方で回答している調査対象のみに限定しているために、事業所の入替方法の違いから、事業所規模別・産業別等見た場合にサンプルに偏りがあり、結果の精度に影響を与えている可能性がある。（本系列と比較して、500人以上規模事業所の割合が高く、5～29人規模事業所の割合が低いなど）

「共通事業所の集計値」の事業所数が「本系列」の事業所数に占める割合（平成30年1月）

- 「共通事業所の集計値」の調査対象事業所は、全て「本系列」の事業所数に包含されており、「共通事業所の集計値」の事業所数が、「本系列」の事業所数に占める割合をみると、**500人以上事業所では80%程度、5～29人事業所では30%程度**となっている。

(%)

|            | 「共通事業所の集計値」の事業所数が、「本系列」の事業所数に占める割合 |          |        |       |      |
|------------|------------------------------------|----------|--------|-------|------|
|            | 500人以上                             | 100～499人 | 30～99人 | 5～29人 | 5人以上 |
| 鉱業、採石業     | 0.0                                | 83.3     | 45.5   | 35.7  | 51.0 |
| 建設業        | 82.5                               | 37.7     | 44.4   | 32.2  | 34.5 |
| 製造業        | 90.5                               | 46.6     | 44.7   | 30.6  | 47.1 |
| 電気・ガス業     | 91.3                               | 40.0     | 41.3   | 42.7  | 47.7 |
| 情報通信業      | 75.2                               | 47.9     | 50.0   | 28.9  | 42.3 |
| 運輸業、郵便業    | 84.6                               | 45.9     | 41.9   | 31.8  | 43.5 |
| 卸売業、小売業    | 71.3                               | 45.3     | 43.4   | 27.6  | 32.8 |
| 金融業、保険業    | 87.0                               | 47.2     | 47.7   | 34.0  | 41.9 |
| 不動産・物品貸借業  | 60.9                               | 45.7     | 42.5   | 30.5  | 35.7 |
| 学術研究等      | 89.4                               | 36.7     | 38.5   | 29.5  | 38.1 |
| 飲食サービス業等   | 74.3                               | 44.2     | 45.5   | 26.9  | 34.1 |
| 生活関連サービス業等 | 58.3                               | 48.0     | 44.4   | 30.1  | 35.4 |
| 教育・学習支援業   | 83.0                               | 47.1     | 47.9   | 28.8  | 42.1 |
| 医療、福祉      | 78.5                               | 37.2     | 39.5   | 29.8  | 42.3 |
| 複合サービス事業   | 25.0                               | 47.1     | 30.0   | 39.5  | 38.4 |
| その他のサービス業  | 70.4                               | 41.0     | 41.1   | 32.4  | 40.7 |
| 産業計        | 82.7                               | 44.7     | 43.5   | 30.1  | 40.2 |

- 新規事業所の影響が反映されておらず、標本に偏りがある可能性がある。
- 継続的に回答している事業所が集計対象になりやすいという特性から、その結果について一定のバイアスがある可能性がある。(本系列と比較して、賃金額が相対的に高い可能性があるなど)

### 共通事業所と未提出事業所との比較（平成29年各月）

| 現金給与総額     |         | 1月      | 2月      | 3月      | 4月      | 5月      | 6月      | 7月      | 8月      | 9月      | 10月     | 11月     | 12月     |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 5人以上事業所（計） | ①共通事業所  | 276,964 | 266,618 | 284,826 | 280,402 | 276,408 | 445,035 | 377,481 | 274,845 | 270,527 | 270,722 | 283,606 | 564,661 |
|            | ②未提出事業所 | 252,686 | 264,327 | 273,017 | 255,756 | 268,029 | 407,362 | 358,069 | 272,343 | 254,847 | 258,381 | 278,677 | 500,306 |
|            | ②/①     | 0.91    | 0.99    | 0.96    | 0.91    | 0.97    | 0.92    | 0.95    | 0.99    | 0.94    | 0.95    | 0.98    | 0.89    |
| 500人～      | ①共通事業所  | 387,341 | 367,290 | 384,021 | 385,320 | 403,081 | 740,098 | 573,186 | 368,799 | 370,194 | 375,993 | 413,106 | 917,803 |
|            | ②未提出事業所 | 345,771 | 352,559 | 364,479 | 355,756 | 347,657 | 710,253 | 514,972 | 353,488 | 355,585 | 353,442 | 372,459 | 865,598 |
|            | ②/①     | 0.89    | 0.96    | 0.95    | 0.92    | 0.86    | 0.96    | 0.90    | 0.96    | 0.96    | 0.94    | 0.90    | 0.94    |
| 100～499人   | ①共通事業所  | 313,329 | 298,329 | 322,551 | 315,173 | 304,118 | 545,248 | 431,997 | 306,499 | 307,591 | 305,854 | 321,706 | 688,254 |
|            | ②未提出事業所 | 295,827 | 296,191 | 348,099 | 293,690 | 298,559 | 560,040 | 388,882 | 301,779 | 278,579 | 303,497 | 311,604 | 567,899 |
|            | ②/①     | 0.94    | 0.99    | 1.08    | 0.93    | 0.98    | 1.03    | 0.90    | 0.98    | 0.91    | 0.99    | 0.97    | 0.83    |
| 30～99人     | ①共通事業所  | 265,210 | 256,967 | 281,066 | 274,211 | 264,345 | 436,548 | 356,909 | 268,348 | 266,980 | 265,577 | 272,395 | 554,417 |
|            | ②未提出事業所 | 241,261 | 271,003 | 251,540 | 242,724 | 282,827 | 362,835 | 380,166 | 265,383 | 247,827 | 240,220 | 269,560 | 527,393 |
|            | ②/①     | 0.91    | 1.05    | 0.89    | 0.89    | 1.07    | 0.83    | 1.07    | 0.99    | 0.93    | 0.90    | 0.99    | 0.95    |
| 5～29人      | ①共通事業所  | 232,409 | 225,999 | 238,144 | 234,622 | 230,170 | 307,564 | 301,581 | 233,815 | 223,495 | 223,870 | 231,275 | 400,871 |
|            | ②未提出事業所 | 213,683 | 220,698 | 223,553 | 218,337 | 223,402 | 278,970 | 289,624 | 238,907 | 220,673 | 219,723 | 241,602 | 353,688 |
|            | ②/①     | 0.92    | 0.98    | 0.94    | 0.93    | 0.97    | 0.91    | 0.96    | 1.02    | 0.99    | 0.98    | 1.04    | 0.88    |

### 共通事業所と本系列との当該月の労働者ウェイトによる集計値の比較（平成29年各月）

| 現金給与総額   |                 | 1月      | 2月      | 3月      | 4月      | 5月      | 6月      | 7月      | 8月      | 9月      | 10月     | 11月     | 12月     |
|----------|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 5人以上事業所  | ①共通事業所（29年～30年） | 275,955 | 266,428 | 283,895 | 279,447 | 276,642 | 445,099 | 376,096 | 274,544 | 270,271 | 270,207 | 282,966 | 562,672 |
|          | ②共通事業所（28年～29年） | 272,965 | 263,537 | 279,747 | 278,802 | 273,001 | 440,253 | 373,363 | 275,883 | 269,465 | 270,424 | 282,131 | 563,960 |
|          | ③本系列（再集計値）      | 271,855 | 264,321 | 280,237 | 276,950 | 272,674 | 437,822 | 373,274 | 275,364 | 268,931 | 269,385 | 280,345 | 557,195 |
| 500人～    | ①共通事業所（29年～30年） | 377,543 | 361,703 | 375,601 | 376,668 | 398,779 | 730,904 | 565,706 | 364,253 | 365,496 | 369,853 | 408,473 | 910,998 |
|          | ②共通事業所（28年～29年） | 375,227 | 362,723 | 378,358 | 377,917 | 393,299 | 734,113 | 562,509 | 362,659 | 365,066 | 372,135 | 406,353 | 917,479 |
|          | ③本系列（再集計値）      | 375,375 | 362,169 | 377,705 | 377,271 | 391,452 | 728,782 | 560,110 | 362,511 | 365,013 | 369,834 | 404,110 | 908,834 |
| 100～499人 | ①共通事業所（29年～30年） | 312,255 | 297,532 | 320,022 | 314,351 | 304,397 | 551,539 | 432,118 | 306,186 | 307,892 | 306,140 | 322,447 | 688,502 |
|          | ②共通事業所（28年～29年） | 312,666 | 297,829 | 324,225 | 316,767 | 305,121 | 548,411 | 431,321 | 305,408 | 305,701 | 307,556 | 320,340 | 682,275 |
|          | ③本系列（再集計値）      | 306,620 | 294,703 | 316,009 | 309,758 | 299,714 | 538,638 | 422,904 | 301,968 | 300,347 | 300,980 | 314,368 | 665,052 |
| 30～99人   | ①共通事業所（29年～30年） | 267,582 | 259,827 | 285,000 | 277,001 | 269,050 | 445,567 | 360,529 | 271,655 | 270,100 | 268,300 | 274,505 | 565,183 |
|          | ②共通事業所（28年～29年） | 266,982 | 261,236 | 277,371 | 278,070 | 269,089 | 445,961 | 360,694 | 273,140 | 270,122 | 268,203 | 275,957 | 562,375 |
|          | ③本系列（再集計値）      | 264,446 | 261,118 | 282,531 | 275,237 | 268,259 | 433,617 | 364,183 | 272,028 | 268,524 | 266,125 | 271,232 | 560,444 |
| 5～29人    | ①共通事業所（29年～30年） | 233,296 | 227,140 | 239,329 | 235,613 | 231,271 | 309,870 | 302,020 | 234,826 | 224,838 | 225,293 | 232,248 | 401,460 |
|          | ②共通事業所（28年～29年） | 227,029 | 219,251 | 230,819 | 232,020 | 223,867 | 299,193 | 296,559 | 237,773 | 223,870 | 224,472 | 231,178 | 406,625 |
|          | ③本系列（再集計値）      | 228,758 | 222,853 | 233,559 | 232,861 | 226,716 | 306,232 | 299,400 | 238,841 | 226,113 | 226,776 | 232,815 | 402,313 |

#### (2) 「共通事業所」の集計値の特性について

- 「共通事業所の集計値」の前年同月比を時系列でみる場合には、
    - ・標本数が少なくなるため、標本誤差が大きくなること。(事業所規模・産業別に、その影響に差があると考えられる。)
    - ・作成が開始されてから12か月分のデータであり、蓄積が乏しいこと。
    - ・ローテーション・サンプリングの経過措置の間には、入替割合に相違があるため、精度が変化し、指標として安定していない。
- といった課題が存在する。

#### (3) 「共通事業所」の賃金変化率について

- 「共通事業所」の賃金変化率は、同一事業所に勤続し続けることを前提とした賃金変化を近似するものであり、計測対象とする労働市場を実質的に限定していることは意識する必要がある。
- 「共通事業所の集計値」は継続就業者の平均賃金の変化率を「本系列」よりも正確に求められるが、ただし、継続事業所でも採用・退職等により労働者は入れ替わっており、継続就業者＝同一個人の賃金水準の変化率を正確に推定できるわけではないことには注意が必要である。（毎月勤労統計はあくまでも事業所側からの情報である。）

（さらに検討すべき課題）

- (1) 「共通事業所の集計値」の意味について
  - 「本系列」が、無作為抽出により日本全体の賃金水準を集計したものである一方、「共通事業所の集計値」は、いかなるものを代表する数値であるか、その意味するところを考える必要がある。
  - 「共通事業所の集計値」は、日本経済全体の状況を知るための指標ではないので、本系列の代替ではなく、経済全体のなかの「共通事業所」の状況を知る意味は何かを考えることになる。
- (2) 「共通事業所」のサンプル特性について
  - 「共通事業所」の現状のサンプルの精度評価が必要である。さらに、今後サンプルの入替方式が平準化されてから（2018年1月の入替から30～499人規模においてローテーション・サンプリング方式が導入されたが、当初は2分の1を入れ替えるなど経過措置が取られており、全サンプルが各年3分の1入替に平準化されるのは2021年1月以降である。）、改めて精度評価が必要である。
  - 「非共通事業所」が「共通事業所」のサンプル特性の偏りに及ぼす影響を確認する必要がある。
  - 「非共通事業所」には、廃業等による脱落と、未回答のために対象外となったものがあり、分析においては分けて考える必要がある。
  - 「非共通事業所」の特性（脱落あるいは未回答となる事業所はどのような特性を持つか）を確認する必要がある。
- (3) 集計値の復元等の集計方法について
  - 「共通事業所」の母集団とは、「本系列」の母集団と同じなのか、あるいは、いわゆる「既存事業所」（前年から存続している事業所）であり、「本系列」の母集団から1年間に新設された事業所を除いたもの、と考えてよいか。後者の場合であれば、母集団への復元・集計方法として、「本系列」とは変える必要がある。

- 共通事業所はサンプル数が少ないため、その復元・推定に当たっては精度が問題であり、賃金額の標準偏差等を計算することを検討すべきではないか。
- 事業所規模・産業ごとに「共通事業所」と「非共通事業所」の「集計値」の差を分析した上で、望ましいウェイトを検討することが必要である。
- 事業所規模・産業別の単位集計区分ごとに推定比率を乗じる推計方法を行っているので、共通事業所について、区分内での本系列との比較や、サンプル数が少ないために区分内で事業所が0となる可能性が相対的に高いことの影響等を検討することが必要である。

(4) 集計値の偏りについて

- 「共通事業所」にはサンプルに一定の偏りがあるが、事業所規模・産業・都道府県等の利用可能な情報でコントロールした後で平均賃金の水準に偏りがあるかどうかを計算すべきである。
- 「本系列」と「共通事業所の集計値」の誤差と水準、変化率の違いについて、特に5～29人規模事業所が及ぼしている影響について検討することが必要である。(5～29人規模事業所については、調査対象事業所が半年ごとに3分の1ずつ入れ替わるため、共通事業所として集計される割合が他の事業所規模と比較して低く、結果の精度に影響を与えている可能性がある。)
- 共通事業所の「サバイバル・バイアス」(継続的に回答している事業所が対象となる可能性が高く、経営的に安定していて賃金水準が相対的に高いなどの特性が存在すること)や、事業所規模・産業の区分ごとのサンプルの安定性の違いが賃金に及ぼす影響について検討することが必要である。

(5) 賃金変化率の偏りについて

- 「共通事業所」の賃金水準について偏りがあるとしても、賃金変化率について偏りがあるかはわかっていない。賃金水準と賃金変化率との関係が「共通事業所」と「非共通事業所」で同一であれば、賃金水準の偏りを基に賃金変化率の偏りも補正できると想定できるが、この点は検証する必要がある。

(6) 「共通事業所の集計値」の活用について

- 「共通事業所の集計値」は、「本系列」と比べ、サンプルの偏りや集計結果に一定のバイアスがある可能性があることから、その利用には一定の限界があり、正しく活用してもらうためにどのような情報提供が必要であるかを検討する必要がある。

- 本検討会の検討事項を超えているが、今後「本系列」において何らかの工夫を目指すべきではないか。さらに、本系列における賃金変化をどのように新規事業所、継続事業所、廃業事業所の影響に分解できるかを検討する必要がある。

論点2 「共通事業所の集計値」については、その比較の基となる賃金額が、同年同月で2種類存在するが、こうした共通事業所の基本的性格に照らし、「共通事業所の集計値」の「実質賃金指数」の作成についてどう考えるか。

(これまでの議論)

- 「共通事業所」については、前年同月との共通事業所群と、翌年同月との共通事業所群は異なる事業所群になるため、各月において2つの実数が併存するという基本的性格から、経年変化をみる指数化になじまない。
- 加えて、当月と翌月との比較においても、それぞれで1年前と両方に回答しているという制約があることから、両者は異なる事業所群となっており、単純に比較ができない。
- また、労働者ウェイトの変化の影響を除去するため、1年前の集計値と当月とを比較する際には、それぞれの集計において労働者のウェイトを共に当月のものを使用して、前年同月比を算定するという、本系列と異なる計算式を用いている。
- このため、前年同月との比較は可能だが、時系列として連続的に指数化することは、現在の定義のままでは困難と考えられる。
- 共通事業所はウェイト更新の影響を除去しているが、各月において前年と翌年それぞれと比較する二つの事業所群から得られる数値の差には、その影響が含まれていると考えられることから、長期的な指数を作った場合、本系列のギャップは含まれる可能性があることに留意する必要がある。
- 「共通事業所の集計値」はギャップの影響を除去するために行っているが、ギャップ自身は経済の構造変化などダイナミックな動きを示すものであり、非常に重要な情報であるので、情報を出すことは必要である。
- 前提条件、利用上の注意の情報提供をつけて「共通事業所」の実質賃金を公表すべきとの意見があるが、統計の専門家という立場で、共通事業所のサンプル・集計値の特性や実質化をめぐる様々な論点について統計的な視点から課題を整理することが、本検討会の開催の趣旨であるので、引き続き検討する必要がある。

(さらに検討すべき課題)

- 「共通事業所の集計値」は、1年前との比較という短期的な動向を見るために、特定の影響を除去した前年同月比を算定するという限定的な目的の参考値であり、指数化を前提とした作成方法となっていないため、指数化にはそれに応じた作成方法の検討が必要である。
- 母集団労働者数への復元においても、便宜上「本系列」と同じ労働者ウェイトを使用しているが、時系列比較が可能な指数を作成するに当たっては、サンプルの偏りやその特性を踏まえた復元方法を検討すべきである。
- 一案として、サンプルの偏りを踏まえた集計方法や、「共通事業所」と「非共通事業所」との差を分析した上でのその特性に応じた補正を行うことを検討するにより、指数化を行うことが考えられる。
- ただし、仮にそのような指数を作成した場合に、それが現行の「共通事業所の集計値」とは異なるものとなることも考えられ、どのような意味を持つかは、改めて整理する必要がある。
- 毎月勤労統計の個票データを活用して共通事業所のサンプルやその集計値のバイアスの補正が可能かどうか、今後、分析を行うこととする。

論点3 仮に「共通事業所の集計値」の前年同月比から、消費者物価指数を用いて、「共通事業所の集計値の前年同月比を実質化した値」を算出したとすると、実質化の本来の意味に照らし、この数値はどのような意味を持つのか。

(これまでの議論)

- 実質化とは、すなわち、時価で表示した価額（名目値）の動きから価格変動の影響を取り除くことであり、単に前年との比較と言うよりは、物価の変動を踏まえた賃金等の価値を示すために行うものである。
- 実質化には、月々の動向を見る短期的なもの、年収ベース等で考える長期的なものとの、両方の視点が存在することにも留意が必要である。
- 「共通事業所の集計値」の実質賃金については、「実質化」が持つ本来の意味を踏まえつつ、その計算の可否を判断する必要がある。
- 実質化に当たり、「本系列」では消費者物価指数（帰属家賃を除く総合）を用いているが、一定の特性を持つ「共通事業所の集計値」について、その特性にあった物価指数（デフレーター）で調整することも考えられるが、現在の物価指数の研究状況を踏まえると、共通事業所の特性に合った物価指数を作成することは困難である。

(さらに検討すべき課題)

- 実質化するのであれば、その前提として、「共通事業所の集計値」はそもそもどういった数値なのかを整理し、その実質化はどのような意味を持つものであるかを示すべきである。

### **3 今後の進め方**

「さらに検討すべき課題」で挙げられたものを検討するために、必要な作業(再集計、分析を含む)を進める。

